

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

強くて、しなやかなニッポンへ

高梁市国土強靱化地域計画

～安心で 強く しなやかなまち 高梁へ～



高梁市

Takahashi City

目次

はじめに	1
第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け	2
1. 計画策定の主旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 地域計画と地域防災計画との関係	3
第2章 基本的な考え方	4
1. 基本的な方針	4
2. 基本目標	5
3. 事前に備えるべき目標	5
第3章 市の概況及び想定される災害リスク	6
1. 概況	6
2. 想定される災害リスク	8
3. 対象とする災害	12
第4章 脆弱性の評価	13
1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	13
2. 施策分野の設定	16
3. 脆弱性の評価結果	16
第5章 施策の推進方針	52
1. リスクシナリオごとの推進方針	52
第6章 施策の重点化	90
1. 重点施策	90
第7章 計画の推進と進捗管理	92
1. 計画の推進	92
2. 計画の進捗管理と見直し	92

はじめに

わが国では、伊勢湾台風や阪神・淡路大震災、東日本大震災など、度重なる大災害により甚大な被害を受け、その経験を踏まえ、災害対策基本法の策定をはじめ様々な防災対策を講じてきたものの、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

その中で、とにかく人命を守り、また地域経済への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための継続的な取り組みが必要となっています。

こうしたことから、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定しました。また、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めています。

高梁市においても、「平成30年7月豪雨災害」では、土石流や、河川の氾濫による公共施設の総被害件数が約2,500か所で、総被害額が70億円を超えるなど、市民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしました。

また、今後、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害の発生が危惧されており、国のみならず、地域住民や民間事業者など、様々な関係者が連携・協力しながら国土強靱化に取り組むことが不可欠であることから、「高梁市国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定しました。

今後は、この地域計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、大規模自然災害等が発生しても最悪の事態に至らぬよう、強靱なまちづくりを計画的に進めてまいります。

令和2年3月

高梁市長 近藤 隆 則

第1章 計画策定の主旨及び計画の位置付け

1. 計画策定の主旨

高梁市では、東日本大震災や熊本地震等の教訓を受け、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところであるが、近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。

高梁市においても、「平成30年7月豪雨災害」により甚大な被害が発生し、現在、復旧・復興に向け、全市を挙げて取り組んでいるところである。

一方で、全国的にみても、これまで数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けるたび、長期間かけて復旧・復興を図るといふ「事後対策」を繰り返してきている。そこで、これを避けるためには、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、総合的な対応を「国家百年の大計」として行っていく必要があることから、国が新たに取り組みを強化する「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）に基づき、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を国が定め推進し、「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を図ることとしている。

高梁市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、高梁市の地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定する。

2. 計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、強靱化に係る高梁市の個別計画等の指針として定めるものである。

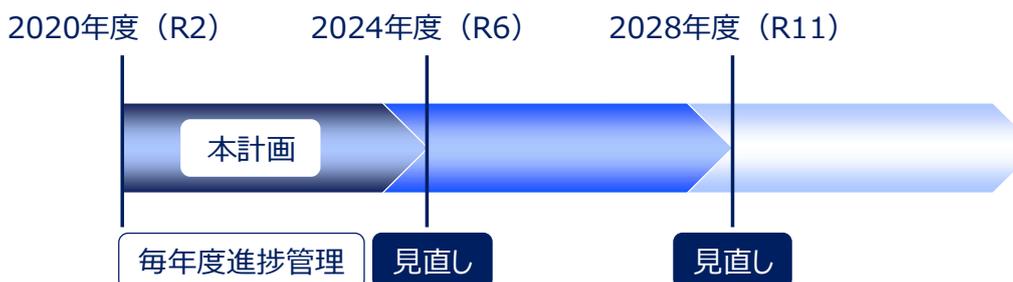
第13条 国土強靱化地域計画

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋

3. 計画期間

計画内容は、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、当初の推進期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとする。

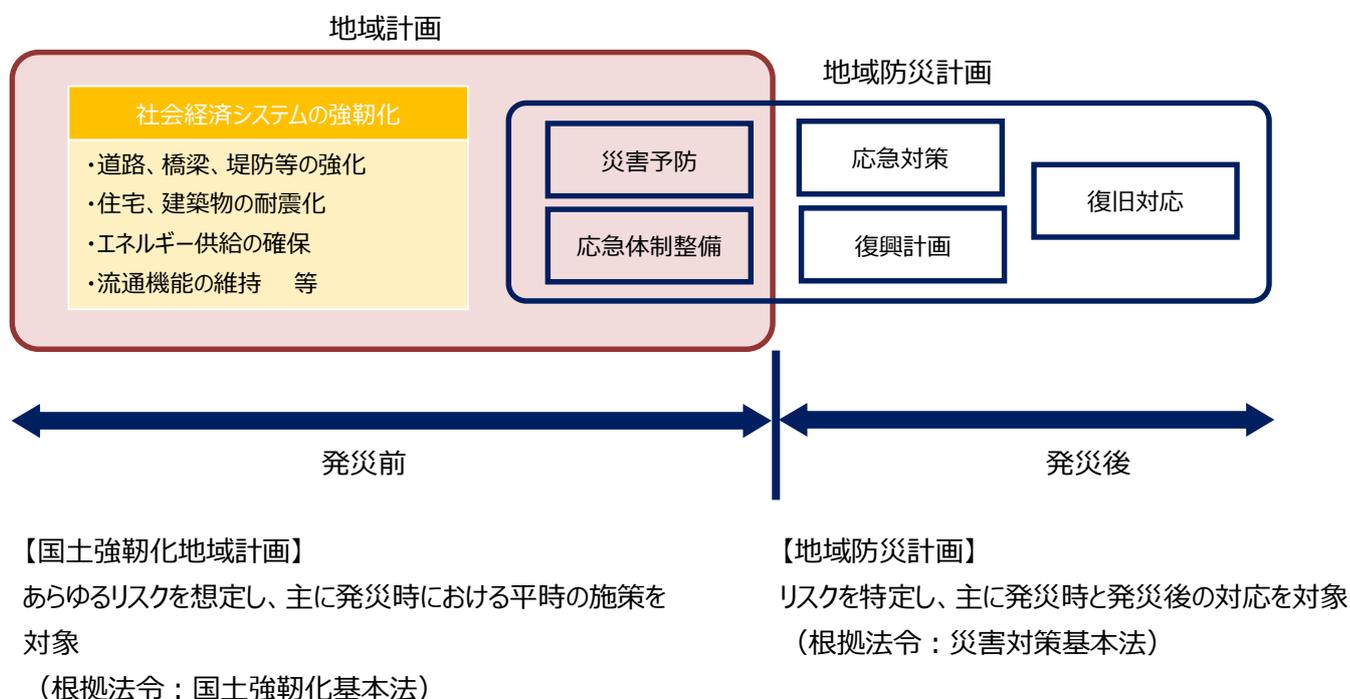


4. 地域計画と地域防災計画との関係

地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	－
施策の重点化	○	－

（参考）地域計画と地域防災計画との違い



第2章 基本的な考え方

1. 基本的な方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取り組み推進を基本とする。検討・取り組みの特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえ、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定する。

▼適切な施策の組み合わせ

- ①ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ②自助・共助・公助を適切かつ効果的に組み合わせること
- ③非常時に限らず平時にも有効活用できる対策とすること

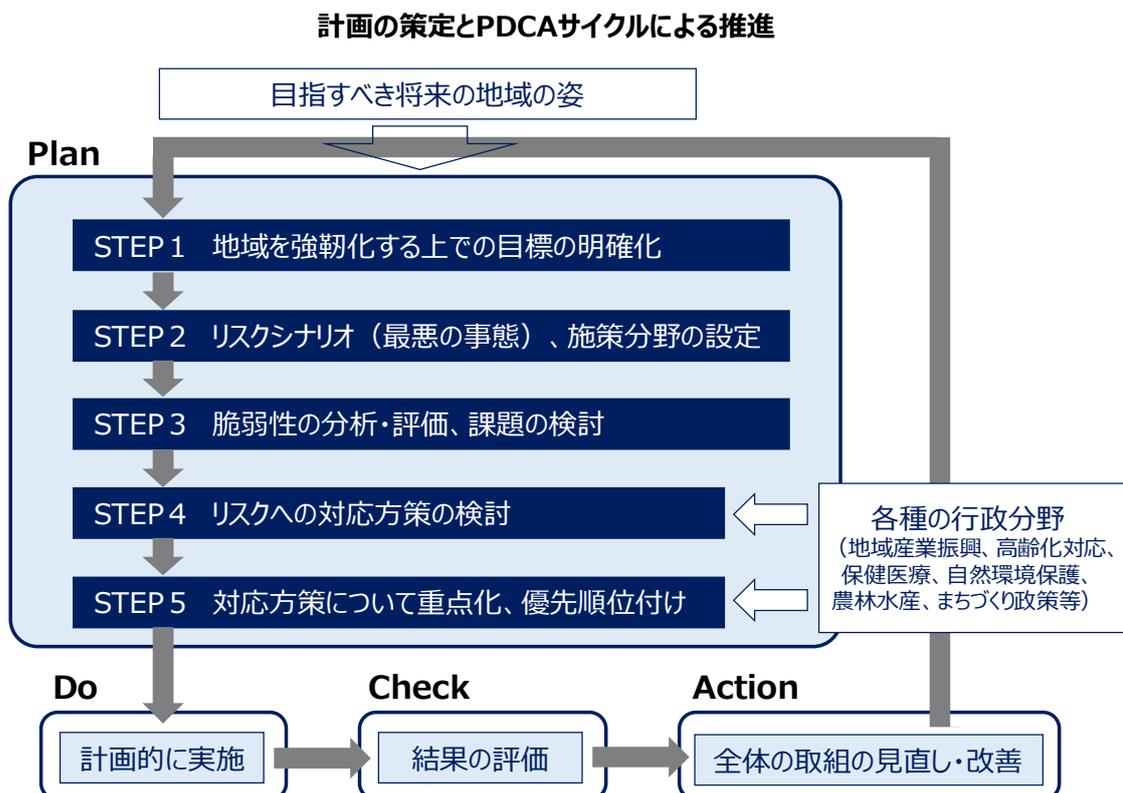
▼効率的な施策の推進

- ①人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- ②国・県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること
- ③行政、民間、市民が連携・協力しながら取り組みの輪を広げること

▼地域の特性を踏まえた施策の推進

- ①本市の地域特性や実情を踏まえた施策の推進を図ること。

なお、地域計画策定にあたっては、基本計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととする。



2. 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④迅速な復旧・復興を可能にする

3. 事前に備えるべき目標

- 目標1 人命の保護が最大限図られること
- 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確保すること
- 目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- 目標5 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- 目標6 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- 目標7 重大な二次災害を発生させないこと
- 目標8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
- 目標9 住民一人ひとりが防災、減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

第3章 市の概況及び想定される災害リスク

1. 概況

●位置及び面積

高梁市は、岡山県の中西部に位置し、北は新見市に、東は吉備中央町、南は総社市、井原市とそれぞれ隣接し、西は広島県との県境となっている。

総面積は546.99km²（東西距離35km、南北距離30km）で、県下で4番目の広さとなっている。

●地勢

高梁市は、県下三大河川の一つ高梁川が中央部を南北に貫流し、その両側に吉備高原が東西に広がっており、地勢は総じて西に高く東に低く、高梁川と成羽川その支流に沿って帯状に曲折した低地部と高原部に至る傾斜部および高原部分とからなっている。

●人口

高梁市の人口は、32,075人、世帯数は13,481世帯（いずれも平成27年国勢調査）となっており、1947年の75,570人をピークとして人口が減少し続けている。特に高度経済成長期にあたる1955年から1975年に大きく減少、1975年に5万人を割り込んでいる。直近の2015年ではピーク時と比べて約4万3千人減少している。

年齢別人口（単位：人）

	1965年	1985年	2000年	2015年
年少人口（0-14歳）	16,619	7,895	4,868	2,993
生産年齢人口（15-64歳）	37,489	28,944	23,558	16,496
老年人口（65歳以上）	6,471	8,921	12,651	12,243
総人口	60,579	47,013	41,077	32,075

資料：国勢調査

●災害履歴

高梁市は、地震による過去の大きな被害は少ないが、梅雨や台風等の影響で豪雨災害に度々見舞われる。

特に、「平成30年7月豪雨災害」により、死者2人（災害関連死）、行方不明者1名、負傷者3名、住家全壊59件、大規模半壊81件、半壊203件、一部損壊217件となる大きな被害となった。

高梁市における既往の主な災害を以下に示す。

■地震

発生日月	震度	管内	概要	震源地（地震名）	規模(M)
平成7年1月17日	岡山市4 津山市4	高梁	学校施設一部損壊2件	淡路島付近 (兵庫県南部地震)	7.3
平成12年10月6日	高梁市4 有漢町5弱 成羽町4 川上町4 備中町4	高梁	住宅一部損壊1棟 非住宅一部損壊1棟 宅地亀裂1件 農地一部崩壊1件 公共施設一部損壊9件	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	7.3

発生年月日	震度	管内	概要	震源地(地震名)	規模(M)
		有漢	住家一部損壊6件 公共施設一部損壊3件 落石1件		
		成羽	住家一部損壊1棟 公共建物3棟 町道落石1箇所		
		川上	住家一部損壊1棟(瓦) 非住宅一部損壊1棟(瓦) 宅地亀裂1件 道路亀裂1件(軽微なもの)		
平成13年3月24日	高梁市 4 有漢町 3 成羽町 3 川上町 3 備中町 3		被害なし	安芸灘(芸予地震)	6.7

■風水害

発生年月	概要
昭和47年7月9日～13日	長期集中豪雨。住宅全壊約85戸、死者1名(有漢)
昭和51年9月8日～13日	台風17号。死者2名(高梁)
昭和55年8月31日	集中豪雨。農林施設被害120箇所。
昭和55年9月11日	台風13号。家屋被害15件、道路等被害227件。
昭和60年6月23日～26日	梅雨。高倉町尾崎地区地すべりのため4戸13人が肉谷住宅へ避難。
平成2年9月17日～20日	台風19号。高梁地域で降雨量254mm。土木、農林施設被害多数。
平成3年9月27日～28日	台風19号。最大風速19.5m/s(岡山地方気象台)
平成7年7月3日～4日	梅雨。高梁地域で降雨量102mm。土木、農林施設被害多数。
平成10年10月17日～18日	台風10号。国道180号線松山広瀬地区冠水により通行止。
平成11年6月29日～30日	梅雨。死者1名。土木、農林施設被害多数。
平成15年7月18日～20日	梅雨。住宅崩土1世帯。
平成16年10月20日	台風23号。土木、農林施設被害多数。
平成17年6月6日～7日	台風14号。道路被害81箇所、住宅一部損壊11棟
平成18年7月17日～21日	梅雨。避難勧告53世帯129人国道180号松山地区冠水。
平成22年5月23日～24日	集中豪雨。市道被害12件。
平成22年7月13日～14日	梅雨。住宅一部損壊4件、床下浸水12件。土木、農林施設被害多数。
平成22年7月25日	集中豪雨。住宅一部損壊1件、床下浸水4件。
平成23年5月10日～12日	集中豪雨。住宅一部損壊1件。土木、農林施設被害7件
平成23年9月2日～4日	台風12号。避難勧告(広瀬河内谷地区)48世帯105人。
平成24年6月19日	台風4号。土木、農林施設被害50件。
平成24年7月6日～7日	集中豪雨。住宅被害145件、土木農林施設被害多数。
平成25年1月14日	積雪。土木、農林施設被害多数。
平成25年6月19日～20日	集中豪雨。床下浸水2件。土木、農林施設被害多数。
平成25年6月26日	集中豪雨。床下浸水2件。土木、農林施設被害多数。
平成25年7月30日	集中豪雨。土木、農林施設被害7件。
平成25年8月5日	集中豪雨。住宅一部損壊8件。床下浸水4件。
平成25年8月26日	集中豪雨。市道被害4件。
平成25年9月2日～4日	大雨。住宅全壊2件。避難指示(広瀬河内谷地区)46世帯97人。
平成30年7月5日～7日	集中豪雨。住宅全壊59件、死者2名※災害関連死 行方不明者1名。
平成30年9月30日～10月1日	台風24号。土木、農林施設被害65件。

資料：高梁市地域防災計画

2. 想定される災害リスク

(1) 南海トラフ巨大地震

高梁市では、南海トラフ巨大地震によって、63棟の建物被害（全壊・焼失・大規模半壊・半壊の合計）、2人の負傷者数（冬深夜）の被害が想定されている。特に、液状化による建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されることから、その対策が求められている。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となる。

資料：岡山県地震・津波被害想定調査 報告書（岡山県危機管理課）

算定項目		想定シーン① 冬深夜	想定シーン② 夏正午	想定シーン③ 冬夕方	単位	
建物被害 (住家)	揺れ	全壊棟数 ※ () 内は全壊率	0 (0.0%)			棟
		半壊棟数 ※ () 内は半壊率	11 (0.1%)			棟
	液状化	全壊棟数 ※ () 内は全壊率	1 (0.0%)			棟
		大規模半壊+半数棟数 ※ () 内は半壊率	51 (0.3%)			棟
	急傾斜地	全壊棟数 ※ () 内は全壊率	0 (0.0%)			棟
	火災	焼失棟数	0			棟
	建物被害合計 (全壊+焼失棟数)		1			棟
人的被害	揺れ+液状化	死者数	0	0	0	人
		負傷者数	2	1	1	人
		重傷者数	0	0	0	人
	火災	死者数	0	0	0	人
		重傷者数	0	0	0	人
		軽傷者数	0	0	0	人
	急傾斜地	死者数	0	0	0	人
		負傷者数	0	0	0	人
		重傷者数	0	0	0	人
	死者数 計		0	0	0	人
	避難者	避難所避難者数 (災害直後~1日)	16	16	17	人
		避難所外避難者数 (災害直後~1日)	11	11	11	人
		避難所避難者数 (1週間後)	13	13	14	人
		避難所外避難者数 (1週間後)	13	13	14	人
		避難所避難者数 (1月後)	8	8	8	人
避難所外避難者数 (1月後)		19	19	20	人	
帰宅困難者数		2,260			人	
ライフライン等被害	上水道	断水人口 (発生直後)	1,292			人
	下水道	支障人口 (発生直後)	2,549			人
	電力	停電 (発生直後)	5,069			軒
	通信	固定電話不通 (発生直後)	345,713 (岡山県)			回線
	災害廃棄物		0			千t
	資産等の被害		14,389 (パターン1:岡山県)			億円

パターン1：揺れ・液状化等によりすべての堤防等が破壊される。

パターン2：揺れ等により堤防等は破壊されないが、津波が越流した場合に破壊される。

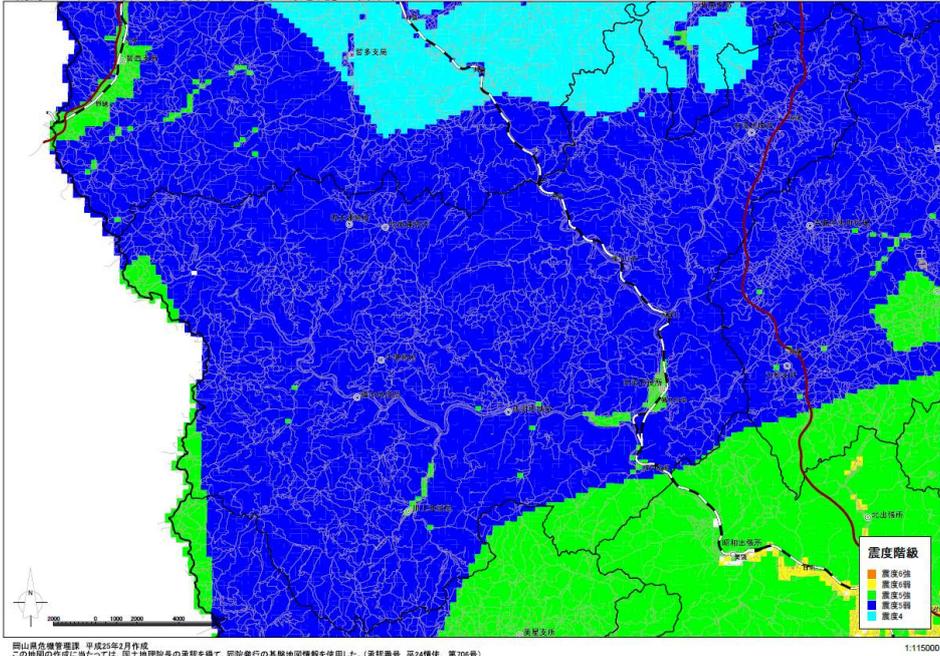


図 南海トラフ巨大地震による震度分布【岡山県想定】

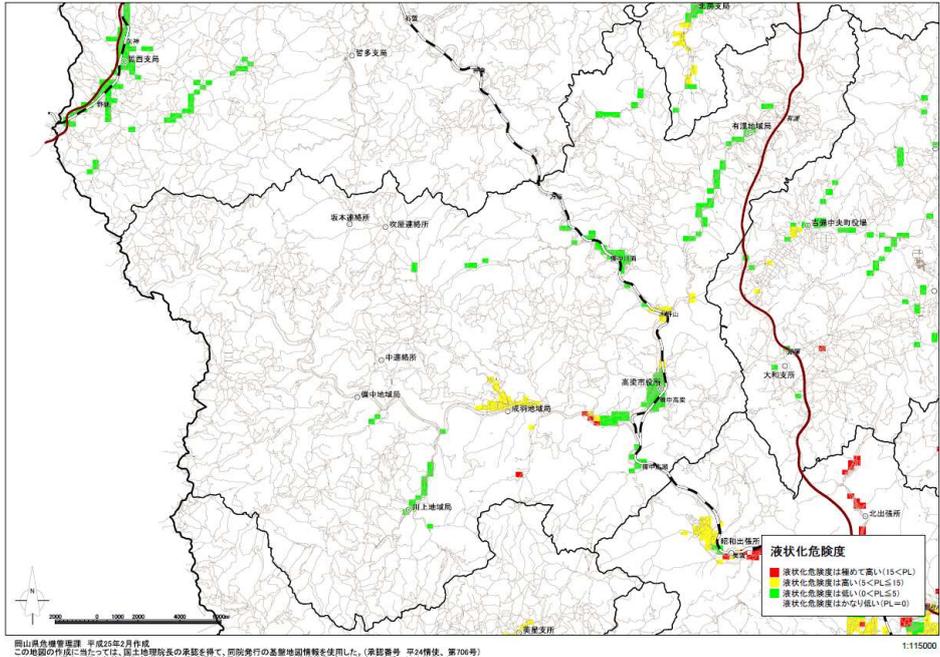


図 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【岡山県想定】

資料：岡山県 危機管理課 地震の被害想定について

(2) 風水害

高梁市では、「平成30年7月豪雨災害」においては、河川の氾濫などによる浸水被害や、市内各地での山腹崩壊、土石流による土砂災害など甚大な被害を受けた。

さらに、本市には、高梁川、成羽川をはじめ多くの中小河川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。

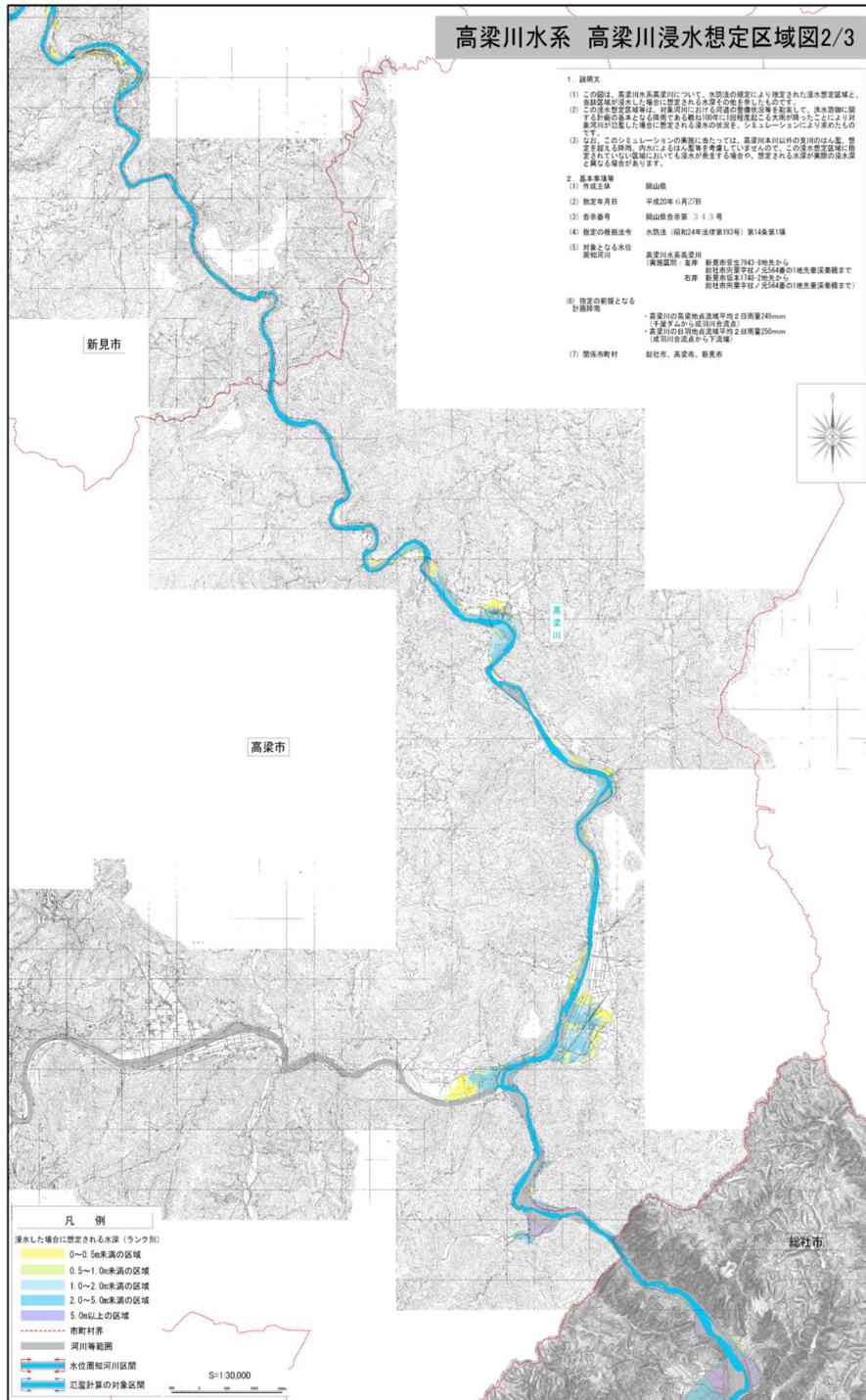


図 高梁川浸水想定区域図(計画規模)

資料：岡山県 河川課 洪水浸水想定区域図

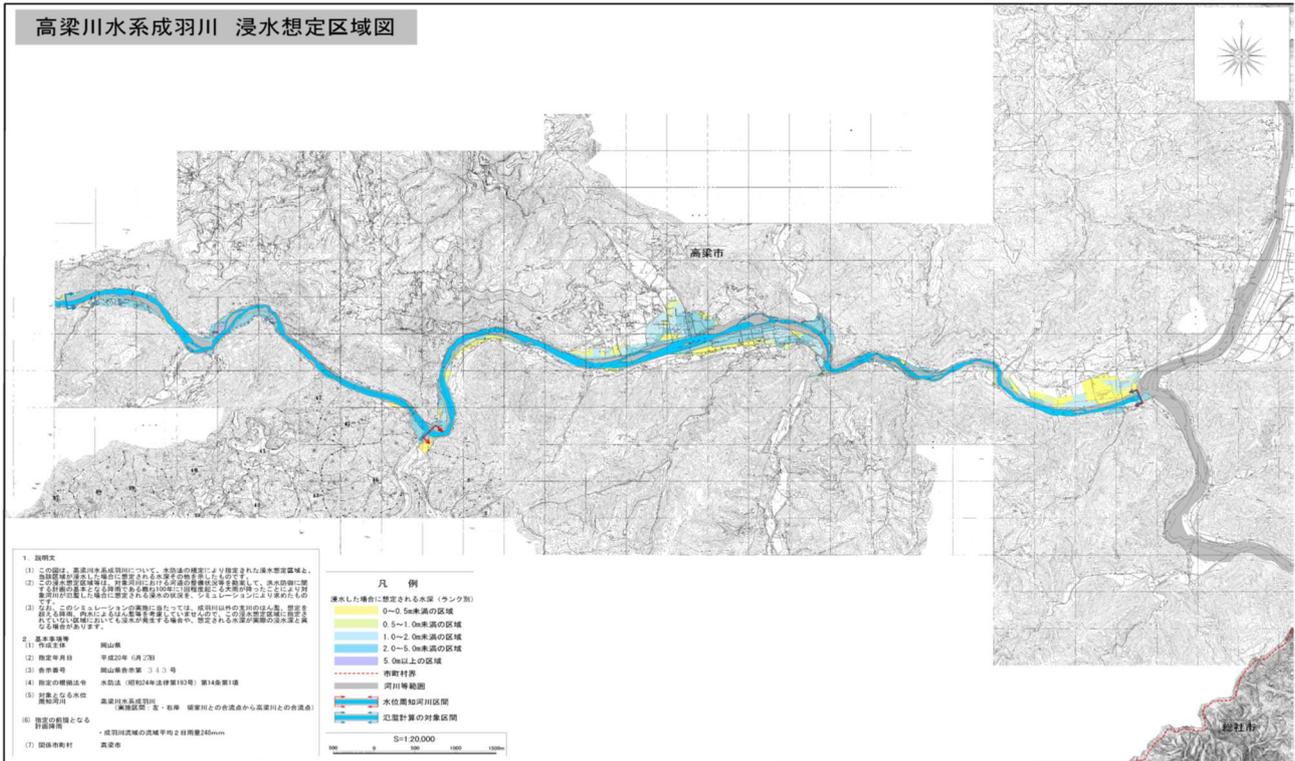


図 成羽川浸水想定区域図（計画規模）

資料：岡山県 河川課 洪水浸水想定区域図

3. 対象とする災害

高梁市に大きな被害をもたらす自然災害を、本市の地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定等も踏まえ以下のとおり設定した。

災害区分	自然災害により起きてはならない事象
地震	地震等による建築物の倒壊や火災による死傷者の発生 住宅密集地における死傷者の発生
風水害	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の氾濫
土砂災害	土砂災害等による多数の死傷者の発生

災害の種類	想定する規模等	本市の災害特性
南海トラフ巨大地震	今後30年間の間に約70%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。 (平成25年7月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等。 (市内最大震度5強) ※1
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。 (平成26年5月被害想定公表)	市全域における旧耐震住家等の倒壊、孤立集落の発生等。 (市内最大震度5強 ※長者ヶ原一芳井断層の地震) ※1
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域では、土砂災害警戒区域が1,155箇所、特別警戒区域が313箇所指定されており、土砂災害警戒区域は県下3番目に多いため、集中豪雨や大規模地震等により複数箇所土砂災害が発生。 ※2
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	高梁川、成羽川等市内の河川の氾濫による浸水。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、市街地の広範囲が浸水し、人身、建物等に大きな被害が及ぶ。	河川の水位上昇に伴う、排水機能の低下による道路や住家等の浸水。
複合災害	南海トラフ巨大地震の発生前後での集中豪雨や大型の台風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。	

※1 岡山県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について

※2 岡山県防災砂防課ホームページ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧表

第4章 脆弱性の評価

1. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、本市の地域特性を踏まえ、39の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態
		1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川が大規模に氾濫する事態
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等が同時に発生する事態
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期に途絶する事態
		2-5	想定を超える大量かつ長期帰宅困難者への水・食糧等の供給が不足する事態
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶により医療機能が麻痺する事態
		2-7	被災地における疾病、感染症等が大規模に発生する事態
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理により多数の被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	必要不可欠な行政機能を確保すること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により治安が悪化する事態
		3-2	信号機の全面停止等により重大交通事故が多発する事態
		3-3	市の職員、施設等の被災により機能が大幅に低下する事態
4	必要不可欠な情報通信機能を確保すること	4-1	電力供給の停止等により情報通信が麻痺、長期に停止する事態
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等により企業の生産力が低下する事態
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止する事態
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能停止する事態
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-6	食料等の安定供給が停滞する事態
		5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動へ甚大な影響をおよぼす事態
6	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能が停止する事態
		6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態
		6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
7	重大な二次災害を発生させないこと	7-1	市街地での大規模火災が発生する事態
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通が麻痺する事態
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-4	有害物質が大規模拡散・流出する事態
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害が拡大する事態
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により地域経済等へ甚大な影響をおよぼす事態
9	住民一人ひとりが防災、減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	市民の防災意識が低い状況による被害の拡大や、人口減少、少子高齢化等の進行による、地域防災力の低下が生じ、地域での災害対応が大幅に遅れる事態

2. 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定した。

【個別施策分野】

- ① 行政施策分野【行政機能／警察、消防等】
- ② 住環境分野【住宅・都市/情報通信】
- ③ 保健医療・福祉分野【保健医療・福祉】
- ④ 産業分野【エネルギー、金融、産業構造】
- ⑤ 交通物流分野【交通・物流】
- ⑥ 農林水産分野【農林水産】
- ⑦ 国土保全・土地利用分野【国土保全、土地利用】
- ⑧ 環境分野【環境】

【横断的施策分野】

- A リスクコミュニケーション(意識啓発等)
- B 老朽化対策

3. 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価は、設定した「起きてはならない最悪の事態」の回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する高梁市の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析することで、以下の観点も踏まえて実施した。

- ・既往の「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと、それら整合性の確保。
- ・人口減少や高齢化等の高梁市の実情や、大規模自然災害による高梁市の被害状況や災害特性を踏まえた重点的な取り組みの反映。
- ・他の主体（国、県、民間事業者等）との連携や他の主体の取り組みに関する課題の考慮。

また、評価においては、施策の分野について、基本計画、県地域計画及びガイドラインを参考に、以下のとおり設定し、起きてはならない最悪の事態を回避するために追加すべき施策分野の施策はないかという観点を含めた検討を行った。

以上による脆弱性の評価結果について、以下にリスクシナリオ別に整理した。なお、9つの「事前に備えるべき目標」ごとの評価ポイントを合わせて示す。

目標1

人命の保護が最大限図られること

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態

(1) 住宅・病院・学校等の耐震化

①住宅の耐震化

- 住民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助等の周知を行っている。しかしながら、地震に対する危機意識が小さく、耐震診断や改修が進んでいない状況にあり、引き続き住民の理解を得るため、広報等による支援制度の周知が必要である。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

②大規模建築物・特定建築物の耐震化

- 災害時に拠点となる市庁舎、警察庁舎、救援・救護の拠点となる施設等の特定建築物については、概ね耐震化が進んでいるが、不特定多数のものが利用する建築物や共同住宅、事務所などの建築物について、耐震診断や改修が進んでいない状況にあることから、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、住民の理解を得ながら、広報等による支援制度の周知を行い、耐震化を一層促進する必要がある。

【② 住環境分野/B 老朽化対策】

③病院施設の耐震化

- 成羽病院は既に耐震化設計による耐震基準を満たしているが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に進める必要がある。

【③ 保健医療・福祉分野/B 老朽化対策】

④社会福祉施設等の耐震化

- 公立の保育園及びこども園は5園、私立保育園は2園あり、耐震診断及び耐震工事が完了している施設は1園だけである。他は建築年度も古く老朽化が進んでいる施設が多く、園児等が安心して園生活を送ることができるよう耐震化等を進める必要がある。
- 市内で施設系サービスを提供する社会福祉施設等は、昭和56年施行の新耐震基準に全て適合している。引き続き、災害発生時に避難することが困難な方が多く入居する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化だけでなく、スプリンクラー設備、防災改修、非常用自家発電設備等を整備し災害に備える必要がある。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑤公営住宅の耐震化・老朽化対策

- 公営住宅の災害等に対する安全性を向上させるため、老朽化した住宅については長寿命化計画に基づき、計画的に改善工事を進めている。しかしながら、耐震化については未着手の状態であり、今後は耐震性を満たさない住宅を見直す必要がある。

【② 住環境分野/B 老朽化対策】

⑥公立学校施設等の耐震化・老朽化対策

○ 公立の幼稚園については、概ねの施設で耐震診断及び耐震工事が完了しているが、一部の施設においては未実施となっている。また、建築年度も古く老朽化が進んでいる施設が多く、園児等が安心して園生活を送ることができるように耐震化等を進める必要がある。【③ 保健医療・福祉分野／B 老朽化対策】

○ 児童生徒の学習、生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。

小・中学校施設の耐震化は完了しているが、幼稚園、高等学校の耐震化を実施する必要がある。学校施設の6割が建築から30年以上を経過する中、老朽化対策及び長寿命化対策を進めていく必要がある。また、老朽施設が多数存在するため、老朽化した非構造部材の落下等の危険性があり、耐震点検及び対策を実施し安全性を確保する必要がある。【① 行政施策分野／B 老朽化対策】

⑦建築物等からの二次災害防止対策

○ 地震により被災した建築物が従前どおり安全に利用できるのか、二次災害に対して安全であるか等の判定活動を行う、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の確保とその人材の育成をしていく必要がある。【② 住環境分野／A リスクコミュニケーション】

⑧文化財の防災対策の推進

○ 国民共有の財産である文化財の中でも、公開している構造物等においては、火災や地震時の倒壊における人的被害も想定されるため、定期的に巡回指導や消火訓練、防火施設の保守点検等を行っている。

文化財建造物は、その性質上、防火や耐震性に課題があることから、文化財調査等により状況を把握したうえで、必要な防火設備や耐震対策の強化を図っていく必要がある。【① 住環境分野／A リスクコミュニケーション】

(2)公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策

①公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

○ 市の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後必要な施設を見極め適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る必要がある。【① 行政施策分野／B 老朽化対策】

②庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策

○ 災害拠点となる市庁舎については、建て替えにより耐震性を有しているが、川上地域局に関しては耐震性がないため、施設の移転等を進める必要がある。【① 行政施策分野／B 老朽化対策】

○ 防災拠点となる消防庁舎の老朽化が進んでおり、建て替えなどを含めた機能強化が必要である。【① 行政施策分野／B 老朽化対策】

③ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策

○ 豪雨や地震を原因とするため池の決壊等による災害を未然に防止するため、ため池の耐震性等について調査を実施し、ハード・ソフト面からの対策を進めている。

引き続き、ため池等の施設の点検を実施していくとともに、住民、受益者の意向確認、理解を得るための体制づくりが必要である。【⑥ 農林水産分野／B 老朽化対策】

(3) 市街地の防災対策**①公園における防災対策**

- 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される公園施設について、災害時に有効に機能するよう、適切な維持管理を図る必要がある。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

②幹線街路の整備

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがある。
このため、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮した段階的な整備を進める必要がある。 **【⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション】**

(4) 道路施設の防災対策**①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策**

- 災害発生時の広域的な避難路や、救援物資の輸送路となる緊急輸送道路の機能強化を図るとともに、老朽化対策を進めている。
市街地について、国道以外は狭小な市道が多く災害時において緊急輸送道路は重要な道路であるが、災害発生時の救助、救援に係る人員や物資など緊急輸送の強化等を進める必要がある。 **【⑤ 交通物流分野/B 老朽化対策】**

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

- 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策を効率的・効果的に行う必要がある。
また、橋梁及びトンネルについては、長寿命化計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。 **【⑤ 交通物流分野/B 老朽化対策】**

③農道・林道の機能保全・老朽化対策

- 災害発生時の避難路、代替道路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。
整備後相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。 **【⑥ 農林水産分野/B 老朽化対策】**

(5) 空き家対策**①空き家対策**

- 大規模災害発生時における空き家の倒壊による、避難路の閉鎖や火災発生時などの防止が課題であることから、倒壊のおそれ等がある危険な空き家の除去を促進している。
また、住環境に悪影響を及ぼす老朽危険建物（空き家）の除却や、応急処置等の管理責任が第一義的に所有者にあることの周知を高めていく必要があり、空き家を発生させない仕組みづくりが必要である。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

<p>(6) 防火対策・消防力強化</p>
<p>①防火意識の普及・啓発</p> <p>○ 住宅火災による死者（全国）の約70%は高齢者で、住宅用火災警報器については、設置から10年の交換時期を迎え、住宅用火災警報器の未設置、機能不全による逃げ遅れで、助かる命が助からないおそれがある。このため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>②家具・機械設備等の転倒防止</p> <p>○ 一人暮らし高齢者などを対象に、家具を固定する器具の取り付けや、転倒防止対策について説明している。しかしながら、必要性は理解されているが設置までは至らない現状である。</p> <p style="padding-left: 2em;">引き続き安全な生活環境を確保していくための取り組みを継続していく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>③消防力の強化</p> <p>○ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定等を締結している。</p> <p style="padding-left: 2em;">大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他の消防本部との応援、受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>④消防団の充実</p> <p>○ 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかしながら、近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>⑤消防団員の安全確保</p> <p>○ 災害時の消防団員の安全確保のため、参集場所、活動要領等を定めたマニュアルの策定が必要であり、定期的に訓練を実施し安全性を高めていく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>(7) 避難場所の指定・確保</p>
<p>①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>○ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p> <p style="padding-left: 2em;">現在約120の指定緊急避難場所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難場所を確保していく必要がある。また、地域により収容人数の人口カバー率に差があり、カバー率の低い地域の避難場所の検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>②福祉避難所の指定・協定締結</p> <p>○ 大規模災害が発生した場合には、福祉避難所への受入可能数が不足することや、避難所から福祉避難所への移送が必要となった場合の移送手段や移送人員など体制を整備する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】</p>

③福祉施設・学校施設等の安全対策

- 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難確保計画の作成を促進していく必要がある。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**
- 学校施設は身近で重要な避難所であるが、老朽化した建物も多く避難者の使用に配慮されていないため多くの改修が必要である。 **【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】**

(8) 避難行動支援**①避難所・避難路の整備**

- 災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、各地域に避難所を設置しているが、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の見直し等の状況の変化や、地震による建物倒壊での避難経路途絶も想定し、必要に応じて避難所等の見直しが必要である。
また、自主防災組織等と連携しつつ、避難場所までの避難経路の設定についても進めていく必要がある。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**
- 平成30年7月豪雨災害により大きな被害を受けた地域について、住民が安心して暮らせる住環境を整える必要がある。 **【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】**

②避難行動要支援者名簿の作成

- 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成しているが、現在の名簿は民生委員が自主的に集めた情報であり、この登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。 **【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】**

③避難行動要支援者名簿の活用

- 災害発生時の避難者支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき要配慮者（避難行動要支援者）ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を進める必要がある。 **【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】**

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川が大規模に氾濫する事態**(1) 河川改修等の治水対策****①河川改修等の治水対策**

- 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修（市管理準用河川）や水門等の適切な点検と的確な維持修繕を実施していく必要がある。 **【⑦ 国土保全・土地利用分野/B 老朽化対策】**

(2) 河川関連施設等の防災対策**①内水危険箇所の被害防止対策**

- 下水道による浸水対策は、家屋の被害の浸水被害が度重なり発生する等生活環境に大きく影響があることから、優先順位をつけて整備している。今後も、高梁雨水ポンプ場の増設や落合雨水ポンプ場整備等、家屋の浸水被害解消に向けた取り組みを推進する必要がある。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

②ため池・調整池の防災対策

- 浸水範囲特定後、どのようなハザードマップを作成し周知するのか検討が必要であるとともに、将来にわたるため池の機能維持に向けて、管理マニュアルを基にした定期的に点検等を実施していく必要がある。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

③農業水利施設の防災対策・老朽化対策

- 老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、耕作者の高齢化、受益地の耕作放棄地などにより老朽化している農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 警戒避難体制の整備

①洪水ハザードマップの作成

- 洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づくハザードマップを作成しているが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ想定し得る最大規模の降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表が予定されている。また、土砂災害警戒区域等の見直しも進められていることから、こうした区域をもとにした新しいハザードマップを作成する必要がある。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

②避難勧告等発令体制の整備

- 災害発生に際し、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。

また、孤立地域の発生や通行規制を想定して、周辺地域住民が迅速な避難を行い逃げ遅れの発生を防ぐために、必要なリードタイムが適切に確保できるようにする必要がある。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

③避難勧告等の発令基準の見直し

- 市から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと(水害、土砂災害)の避難勧告等発令基準を策定し、発令している。しかしながら、発令するエリアを見直す必要がある。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

④住民等への情報伝達手段の多様化

- 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、広報車、ホームページ、SNS等、多様な伝達手段の確保に努めている。

防災ラジオなどの普及率の向上を目指しつつ、避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、多様な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。

[① 行政施策分野、② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

⑤防災関係機関における情報伝達

- 災害発生時に一般通信の障害に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「岡山県防災情報ネットワーク(地上系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。

県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。 【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

(4) 避難場所の指定・確保

①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(再掲) 1-1(7)① P20

②福祉避難所の指定・協定締結(再掲) 1-1(7)② P20

③福祉施設・学校施設等の安全対策(再掲) 1-1(7)③ P21

④公園における防災対策(再掲) 1-1(3)① P19

(5) 避難行動支援

①避難所・避難路の整備(再掲) 1-1(8)① P21

②避難行動要支援者名簿の作成(再掲) 1-1(8)② P21

(6) 消防力強化

①消防力の強化(再掲) 1-1(6)③ P20

②消防団の充実(再掲) 1-1(6)④ P20

③消防団員の安全確保(再掲) 1-1(6)⑤ P20

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態**(1) 警戒避難体制の整備(土砂災害)****①避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供**

- 土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法について検討していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解を図っていく必要がある。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

(2) 土砂災害対策施設の整備・老朽化対策**①大規模盛土造成地の滑動崩落対策**

- 大規模盛土造成地は大地震や大雨によって、滑動崩壊を起こす可能性があるため、現在、県が一次スクリーニング(大規模盛土造成地の把握、マップの作製、造成年代調査等)を行っており、対象となる造成地の場所や箇所数等危険個所の把握をすすめる必要がある。

【② 住環境分野/B 老朽化対策】

(3) 農山村地域における防災対策**① 農山村地域における防災対策**

- 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。

また、材価の低迷や高齢化により、森林所有者の施業意欲の低下による森林の荒廃が進み、特に人工林において土砂災害発生リスクが高まっている中、洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

② ため池・調整池の防災対策（再掲） 1-2（2）② P22**(4) 避難場所の指定・確保****① 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） 1-1（7）① P20****② 福祉避難所の指定・協定締結（再掲） 1-1（7）② P20****③ 福祉施設・学校施設等の安全対策（再掲） 1-1（7）③ P21****(5) 情報通信の確保****① 情報通信環境の強化**

- 大規模な土砂災害等の発生する状況では、通信ケーブルの断線による通信途絶が想定される。

また、情報通信利用環境として、学校ではwi-fiを整備しているが、宿泊施設や交通機関でwi-fi利用環境が不十分なところがある。

第5世代移動通信システム（5G）のサービス提供により、高速・大容量、低遅延、多接続のメリットを活かし、より多くの防災情報を確実かつ高速に伝達するために活用していく必要がある。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

(6) 避難行動支援**① 避難所・避難路の整備（再掲） 1-1（8）① P21****② 避難行動要支援者名簿の作成（再掲） 1-1（8）② P21****③ 避難行動要支援者名簿の活用（再掲） 1-1（8）③ P21****(7) 消防力の強化****① 消防力の強化（再掲） 1-1（6）③ P20****② 消防団の充実（再掲） 1-1（6）④ P20****③ 消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤ P20****1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する事態****(1) 行政情報連絡体制の強化****① 防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）⑤ P23**

(2) 住民等への情報伝達の強化**① 住民等への情報伝達手段の多様化（再掲） 1-2 (3) ④ P22****② 要配慮者等に対する避難情報伝達**

- 日本語理解力や地域コミュニティとの関係性に乏しい外国人（技能実習生、留学生等）への情報伝達が難しい。
- 災害発生時における要配慮者等の安全な避難を確保するため、災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するための体制を整備するとともに、聴覚障害者へは、文字表示機能付きの防災ラジオの貸与を進めている。要配慮者等は、障害の程度により自分で情報を得ることが困難な場合もあるため、避難情報が確実に伝わるよう工夫する必要がある。 **【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】**

③ 外国人等に対する防災情報提供体制の強化

- 現状では多言語による防災情報の提供を行っていないため、外国人等が自力で情報収集・避難できるような外国人向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。
Wi-fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

(3) 防災教育の推進・学校防災体制の確立**① 防災教育の推進**

- 災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であり、市内全ての学校園において、本市の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育の充実を図っていく必要がある。 **【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】**

② 学校防災体制の確立

- 教職員の防災意識の向上や、防災教育の知識技能等の指導力の養成を行うとともに、すべての学校園で「防災マニュアル」の策定をすすめる等、学校防災体制を整える必要がある。 **【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】**

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給が長期に停止する事態

(1) 支援物資等の供給体制の確保

①非常物資の備蓄

- 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発しているが、引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発を図る必要がある。

また、住民の備蓄を補完するための市の備蓄について、南海トラフ巨大地震を想定した目標数量はあるが、風水害等を想定した備蓄量が定まっていない。

災害発生時における支援物資の供給に関する協定を1社と締結しているが、さらに協定締結を推進するなど、備蓄の確保を図る必要がある。 **【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】**

②災害発生時の物流インフラの確保

- 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、危険個所の把握とその対策について検討していく必要がある。

【⑤ 交通物流分野/B 老朽化対策】

③石油燃料供給の確保

- 災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両等の運行が懸念される。

【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

④避難所等への燃料等供給の確保

- 災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設の運営、緊急車両等の運行が懸念される。

【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

⑤災害応援の受入体制の構築

- 大規模災害発生時には、応急対応業務及び継続する必要性の高い通常業務を継続してためには、人員が不足することとなる。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

【① 行政施策分野、③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑥救援物資等の受援体制の構築

- 災害時の非常用備蓄は3日間の想定であるものの、南海トラフ巨大地震を想定した目標数量はあるが、風水害等を想定した備蓄量が定まっていない。

また、協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

【① 行政施策分野、③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑦要配慮者（難病疾患等）等への支援

- 難病疾患がある要配慮者リスト（同意を得ている者のみ）の提供を備北保健所から受けているが、災害発生時における各関係機関との連絡体制の構築が必要である。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑧災害用医薬品等の確保

- 災害発生時に使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているが、具体的な確保方法については定めていない。

医薬品や医療機器等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。

災害発生時に使用する医薬品等の確保に向けて、協定等を締結する等、引き続き関係機関等と調整する必要がある。

- 成羽病院では、高梁医師会との協定に基づき、主に災害発生から必要となる外傷、救命措置に使用する薬品の院内在庫を確保しているほか、院内在庫薬品調査、使用期限確認を行い適正在庫に努めている。引き続き、医師会などの関係機関等と連携していく必要がある。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

(2) 防災拠点の整備**①防災拠点の整備**

- 大規模災害が発生した場合の自衛隊等の外部からの応援派遣や救援物資の受入基地について、予め想定をしておく必要がある。

また、孤立地域が発生した場合に救助に時間を要する事態に備えて、これらの地域の防災拠点の必要性についての検討が必要である。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 水道施設の防災対策**①水道施設の耐震化・老朽化対策**

- 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進める必要がある。現在、平成30年7月豪雨災害の課題である浸水対策を実施している。

引き続き、人口減少を踏まえた経営や資産管理を進め、施策を推進する必要がある。

[② 住環境分野/B 老朽化対策]

②応急給水資機材の整備

- 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材の整備を図っている。

特に、給水車は平成14年式であり、15年を経過していることや、また、運転免許制度の改正により現在の給水車（容量3.7m³）を運転できる職員が今後、減少することが想定されるなど、応急給水の体制を充実する必要がある。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

③水道施設の応急対策

- 水害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材の整備を図る必要があるとともに、『高梁市水道危機管理対策マニュアル』についても平成30年7月豪雨災害を踏まえ見直し等が必要である。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

(4) 道路施設の防災対策
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19
②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19
③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

(5) 食料生産体制の強化
①食料生産体制の強化
○ 農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等が顕在化している。 災害時においても農産物が安定供給できるように、平時から生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]
②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策
○ 高齢化による離農が進んでいる中、産地維持を図るため新規就農者や規模拡大を行う農業者を支援している。 豪雨や台風によるハウスの被害が懸念される中、安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であり、パイプハウス整備や農業用機械の導入等農業者への支援を実施する必要がある。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等が同時に発生する事態

(1) 集落の孤立防止対策
①集落の孤立防止対策
○ 近年多発する集中豪雨等により、多数の道路が寸断され孤立する事態が生じたため、孤立するおそれがある集落の把握や、通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

(2) 孤立集落発生時の支援体制の構築
①孤立集落発生時の救援体制の確保
○ 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送や救護派遣・疾病者の搬送等の支援が必要となる。多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、情報連絡・物資輸送・救護等について関係機関による救援体制を確保する必要がある。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 代替輸送手段の確保
①代替輸送手段の確保
○ 中山間等における避難路や代替道路を確保するため、市道、農道、林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める必要がある。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

(4) 情報通信の確保

①情報通信環境の強化(再掲) 1-3(5)① P24

(5) 道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲) 1-1(4)① P19

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲) 1-1(4)② P19

③農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲) 1-1(4)③ P19

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態**(1) 防災関連施設の耐震化・老朽化対策**

①庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策(再掲) 1-1(2)② P18

(2) 災害対策本部機能の強化**①災害対策本部機能の強化**

○ 災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能について検証するとともに、情報収集・情報共有についての課題への対策を進め、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 関係機関の連携強化・防災訓練の推進**①災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化**

○ 大規模災害時、消防施設設備等の被災により十分な災害対応ができなくなる恐れがあることから、県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する岡山県緊急消防援助隊受援計画に基づく受援計画の充実、見直しが必要である。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②医療従事者確保に係る連携体制

○ 災害発生時の保健医療体制活動を総合調整する県と連携するため、会議や訓練等に参加しているが、道路の寸断も想定される中、被災直後の体制については、高梁医師会との連携強化を図っておく必要がある。

[③保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

③総合防災訓練等の実施

○ 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。

近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時または連続して発生する複合災害も視野に入れ、交通途絶や通信途絶など起こり得るリスクを想定していく必要がある。

行政による救助・救急活動の不足に備え、自主防災組織等の活用や他からの受援体制の確立等も含め、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

④ 図上訓練の実施

- 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、県が実施する図上訓練に参加している。
被害が甚大な状況であっても必要な災害対応が行えるよう職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

(4) 救助・救急活動等の体制強化

① 救急・救助活動等の体制強化

- 救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう教育訓練を実施している。
引き続き、災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上の再教育や、教育体制及び救急活動の検証の充実・強化が必要である。
また、消火・救助体制強化のため職員の確保と若手職員の早期育成が必要である。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

② 消防力の強化 (再掲) 1-1 (6) ③ P20

③ 消防団の充実 (再掲) 1-1 (6) ④ P20

(5) 支援物資等の供給体制の確保

① 災害応援の受入体制の構築 (再掲) 2-1 (1) ⑤ P26

② 救援物資等の受援体制の構築 (再掲) 2-1 (1) ⑥ P26

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期に途絶する事態

(1) 緊急車両・病院に対する燃料の確保

① 石油燃料供給の確保 (再掲) 2-1 (1) ③ P26

② 緊急車両等への燃料供給の確保

- 災害発生時に燃料の供給が途絶えることにより、業務継続が求められる緊急車両等の運行が懸念される。

[④ 産業分野/A リスクコミュニケーション]

③ 医療施設の燃料等確保

- 災害発生時において、市内の取扱業者が必要量を確保できない場合、市内業者による優先供給が受けられない可能性もあることから、市外業者等からの調達等も検討する必要がある。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

(2) 道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

2-5 想定を超える大量かつ長期帰宅困難者への水・食料等の供給が不足する事態**(1) 防災拠点の整備**

①防災拠点の整備（再掲） 2-1（2）① P27

(2) 帰宅困難者の避難体制の確保**①遠距離通勤者、観光客等に対する広域避難の強化**

○ 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。

市内への遠距離通勤者や観光客等が市内滞在中に災害発生により帰宅困難となった場合、市内避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 支援物資等の供給体制の確保

①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（1）① P26

②応急給水資機材の整備（再掲） 2-1（3）② P27

③災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（1）⑤ P26

④救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（1）⑥ P26

(4) 防災情報提供体制の強化

①外国人等に対する防災情報提供体制の強化（再掲） 1-4（2）③ P25

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶により医療機能が麻痺する事態**(1) 病院・福祉施設等の耐震化**

①病院施設の耐震化（再掲） 1-1（1）③ P17

②社会福祉施設等の耐震化（再掲） 1-1（1）④ P17

(2) 災害発生時における医療提供体制の構築
<p>①災害時医療の連携体制</p> <p>○ 災害発生時において、医療行為を確保するため災害対策マニュアル等を整備しているほか、災害の発生により医療機能が麻痺した場合に備えて、医療班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めている。また、医師会と医療救護についての協定を締結している。しかしながら、災害発生時には関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が予想されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要であり、引き続き、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>②医療従事者確保に係る連携体制（再掲） 2-3（3）② P29</p>
<p>③救急医療体制の充実</p> <p>○ 市内の救急医療体制の充実を図るため、医師会の協力により在宅当番医制や病院群輪番制により救急医療体制の確保が図られてきた。また、市内各所にAED*の普及を促進している。引き続き、災害発生時における救急医療体制の確保のため、県、医師会、関係機関との連携を進める必要がある。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>④地域医療の確保</p> <p>○ 災害時においても必要な地域医療を確保するため、医師会や県と連携しながら医師などの確保に努める必要があるが、道路の寸断等により交通に支障があると在宅医療の対応が困難になる。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】</p>
(3) 要配慮者への支援等
<p>①要配慮者（難病疾患等）等への支援（再掲） 2-1（1）⑦ P26</p>
<p>②心のケア体制の確保</p> <p>○ 被災時は、平常時より強いストレスにさらされるため、災害後の心身の不調は様々な時期とタイミングで現れることから、災害時のストレスに対する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>③児童生徒の心のサポート</p> <p>○ 被災による急性ストレス障害や心的外傷ストレス障害等の発症が心配され、児童生徒の心理的サポートを行う必要があることから、スクールカウンセラー等の派遣により児童生徒の心のサポート体制を拡充する必要がある。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】</p>
<p>④外国人等に対する防災情報提供体制の強化（再掲） 1-4（2）③ P25</p>
(4) 道路施設の防犯対策
<p>①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19</p>
<p>②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19</p>
<p>③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19</p>

*AED(Automated External Defibrillator):自動体外式除細動器で、体外に張った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断し、心臓にショックを与えることで心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

2-7 被災地における疾病、感染症等が大規模に発生する事態

(1) 感染症対策

① 避難所における良好な生活環境の確保

○ 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結をしているが、情報・トイレ・冷暖房環境などは不十分である。

引き続き、公的備蓄をすすめつつ関係機関、業者等と協力・連携する体制を構築するとともに、生活環境向上のための整備を進めていく必要がある。
【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

② 感染症への意識向上及び対応策の整備

○ 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、保健所等関係団体と連携し、対応マニュアルの整備をするとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。また、感染症への意識向上のため、市民や関係者に対して研修会等による普及啓発を実施している。

しかし、災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまであまり行われていないことから、今後、起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

③ 予防接種の促進

○ 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種、普及啓発を行っている。接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高くなるが、予防接種をしない考えの保護者が少数あることと、乳幼児期は接種率が高いが、接種対象年齢が上がるにつれて、接種率が低くなる傾向があり、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

(2) 下水道施設の機能確保

① 下水道施設の耐震化・老朽化対策

○ 下水道供用開始から30年以上を経過する中、機械・電気設備が耐用年数を超える等老朽化がすすんでおり、今後の運転管理の不安や処理機能の低下の不安があることや、施設更新には多額の費用を要する見込みである。このため、順次下水道施設の老朽化対策と耐震化を進めていく必要がある。

【② 住環境分野/B 老朽化対策】

② 農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策

○ 平成14年度から供用開始しており、現状では、老朽化対策は必要ないが、将来に向けて更新計画の策定が必要である。

【② 住環境分野/B 老朽化対策】

③ 下水道事業の業務継続計画の策定

○ 下水道施設が市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、『地震時の「業務継続計画」』を策定している。

今後は、「浸水被害」を想定した計画の見直しが必要である。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

2-8

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理により多数の被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態

(1) 支援物資等の供給体制の確保

- ①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（1）① P26
- ②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（1）⑤ P26
- ③救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（1）⑥ P26
- ④要配慮者（難病疾患等）等への支援（再掲） 2-1（1）⑦ P26

(2) 防災拠点の整備

- ①防災拠点の整備（再掲） 2-1（2）① P27

(3) 感染症対策

- ①避難所における良好な生活環境の確保（再掲） 2-7（1）① P33
- ②感染症への意識向上及び対応策の整備（再掲） 2-7（1）② P33
- ③予防接種の促進（再掲） 2-7（1）③ P33

目標3 必要不可欠な行政機能を確保すること

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下により治安が悪化する事態

(1) 地域の治安の維持

①地域の治安の維持

- 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗、コンビニエンスストアのATM、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。

このため、県・市・防犯関係者で連携しつつ、青色パトロールや防犯メール配信等の活動を進めるとともに、町内会活動の活性化や防犯灯の設置による防犯まちづくりを進める必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

3-2 信号機の全面停止等により重大交通事故が多発する事態

(1) 災害に備えた道路交通環境の整備

①災害発生時の交通整理体制の構築（※県主体の取組）

- 災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き読み、社会情勢の変化等に応じて交通整理体制の構築を図る必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

②信号機の非常用電源対策（※県主体の取組）

- 災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

③信号機の老朽化対策（※県主体の取組）

- 老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、計画的に解消を図っていく必要がある。

【① 行政施策分野/B 老朽化対策】

3-3 市の職員、施設等の被災により機能が大幅に低下する事態

(1) 災害対策庁舎等における機能の確保

①公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）① P18

②庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）② P18

③代替庁舎の確保

- 市庁舎は耐震構造となっており、非常用電源・受水槽等の設備も有している。各地域局については、成羽*・川上地域局が新耐震基準に適合しておらず、非常用電源も有していない。また、成羽地域局は土砂災害警戒区域内であり、備中地域局は土砂災害区域及び浸水想定区域内に位置している。

庁舎施設の耐災害性の向上に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

*成羽地域局は、現在建設中の「成羽複合施設」に移転する予定であり、移転後は耐震基準を満たすこととなる。

④行政施設の非常用電源の整備

- 市庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っていく必要がある。
また、災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

(2) 行政情報連絡体制の強化

- ①防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2 (3) ⑤ P23

(3) 行政情報通信基盤の耐災害性の強化

①行政情報通信基盤の耐災害性の強化

- 情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める必要がある。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施していく必要がある。
【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

②行政情報の災害対策

- 情報インフラの被災により、行政データが破壊され、業務継続が困難となる恐れがあるため、データのバックアップ、クラウド化を進める必要がある。
【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

(4) 行政機関の業務継続計画の策定

①業務継続計画の策定

- 大規模な災害の発生により、市の機能が著しく低下する中であっても、速やかに非常時優先業務を開始し、市民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを続けて市民生活を維持する全庁的な体制を整えるため、高梁市業務継続計画を策定している。
現在の業務継続計画は、「水害」を危機事象として想定しているが、近年の災害事例等を踏まえ、「水害」のみならず他の自然災害一般を危機対象とした計画も策定する必要がある。
【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

(5) 災害対策本部機能の強化

- ①災害対策本部機能の強化（再掲） 2-3 (2) ① P29

(6) 受援・連携体制の構築

①広域連携体制の構築

- 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」を締結している。
相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認し、実効性のあるものにしていく必要がある。
【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

- ②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1 (1) ⑤ P26

(7) 防災訓練の推進**① 総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③ P29****② 図上訓練の実施（再掲） 2-3（3）④ P30**

目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保すること

4-1 電力供給の停止等により情報通信が麻痺、長期に停止する事態

(1) 情報通信基盤の耐災害性の強化

①電気通信事業者・放送事業者の災害対策

- 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。

災害発生時に通信、放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

②防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）⑤ P23

③総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③ P29

(2) 電力の供給停止対策

①エネルギー供給事業者の災害対策

- 電力事業者やLPガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。

また、市としては電力事業や市内LPガス事業者と災害協定を締結し、災害時における協力体制を構築している。

電力供給の停止は通信途絶を招き災害応急対策に支障を来すことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

④行政施設の非常用電源の整備（再掲） 3-3（1）④ P36

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 情報伝達手段の多様化

①情報伝達手段の多様化

- テレビ放送は難視聴区域が多く、ケーブルテレビ普及率も高く、電柱倒壊、断線による視聴困難者が増える可能性があり、代替手段を確保する必要がある。

- 災害発生時における安定的な情報提供環境の向上を図るため、老朽化したHFC*方式ケーブルテレビ網をFTTH*方式に施設整備を行う必要がある。

- 岡山県総合防災情報システム等により情報収集し、防災ラジオ、防災メール等によって災害情報を伝達する体制を整備している。引き続き災害時において情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、関係機関と連携強化を図る必要がある。

また、災害時には通信規制及び電話回線の損傷などにより、公共放送や通信機器が機能不全となることが懸念されるため、多様な情報伝達手段を確保する必要がある。**【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

*HFC(Hybrid fiber-coaxial):ケーブルテレビの配線方式の一種で、CATV局のセンター局から光ファイバーで配線し、途中で光・電気コンバーターによって各家庭には同軸ケーブルで配線する方式のこと。

*FTTH(Fiber To The Home):光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込むアクセス系光通信の網構成方式のこと。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 行政情報連絡体制の強化

①防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2（3）⑤ P23

(2) 住民等への情報伝達強化

①住民等への情報伝達手段の多様化（再掲） 1-2（3）④ P22

②要配慮者等に対する避難情報伝達（再掲） 1-4（2）② P25

③外国人等に対する防災情報提供体制の強化（再掲） 1-4（2）③ P25

(3) 情報通信の確保

①情報通信環境の強化（再掲） 1-3（5）① P24

(4) 関係機関の連携強化・防災訓練の推進

①総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3（3）③ P29

②図上訓練の実施（再掲） 2-3（3）④ P30

目標5 経済活動を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等により企業の生産力が低下する事態

(1) 企業における業務継続体制の強化

① 企業の業務継続計画策定の促進

- 災害時に経済活動が停滞することのないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対して、商工関係団体等と連携し、計画の必要性について普及啓発していく必要がある。 **【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】**

(2) 農林水産物の移出・流通対策

① 農林水産物の移出・流通対策

- 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農業関係機関等と信頼関係の構築を図っている。
 災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の集荷等ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。 **【⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション】**

(3) 物流機能の維持・確保

① 災害発生時の物流機能の確保

- 災害発生時における物流機能確保のため、県において「災害時等における物流業務に関する協定」「災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定」を締結している。
 災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、市としても物流を担う団体との災害協定を締結する等、協力体制を強化する必要がある。 **【⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション】**

② 輸送ルートの代替性の確保

- 災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内関係課、県、交通事業者等と情報共有を図る必要がある。 **【⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション】**

(4) 道路施設の防災対策

① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19

② 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19

③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止する事態

(1) エネルギー供給体制の強化

① エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）① P38

② 石油燃料供給の確保（再掲） 2-1（1）③ P26

(2) 道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

(3) 企業における業務継続体制の強化

①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）① P40

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態**(1) 危険物施設等の対策****①危険物施設等の対策**

○ 危険物施設からの危険物の流出は、大規模な火災や土壌汚染の危険性があり、電源遮断や電気設備のトラブルにより長期間施設の機能が停止するおそれがある。

防火対象物の防火管理者の未選任や消防計画の未策定により、有事の際に適切な通報、消火、避難誘導が行われぬおそれがある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

5-4 基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能停止する事態**(1) 道路施設の防災対策**

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

④幹線街路の整備（再掲） 1-1（3）② P19

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態**(1) 金融機関の耐災害性の強化****①金融機関の耐災害性の強化**

○ 市内には、トマト銀行高梁支店外5つ（郵便局、J A含む）の金融機関があるが、災害発生により機能停止となった場合、出納業務等が不可能となり公金の出し入れができなく、市の業務に支障が出る恐れがある。

【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

5-6 食料等の安定供給が停滞する事態

(1) 被災農林業者の金融支援

①被災農林業者への金融支援

- 災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。被災農業者等が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

(2) 食料流通機能の維持・確保

①食料市場の早期復旧体制の構築

- 災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 食料生産体制の強化

①食料生産体制の強化（再掲） 2-1（5）① P28

②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）② P28

③多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化の推進

- 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化を推進するため、付加価値の高い農業生産を推進している。消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農産物や加工食品を安定して供給するため、農作物のブランド化やニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

④農業の担い手育成・確保

- 農業労働力の減少・高齢化による担い手不足、新規就農者には技術習得の他に、農地や住宅の確保等多くの課題がある中、安全・安心な農産物を供給していくためには農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。引き続き、安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動へ甚大な影響をおよぼす事態

(1) 支援物資等の供給体制の確保

①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（1）① P26

(2) 水道施設の防災対策

①水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-1（3）① P27

② 応急給水資機材の整備（再掲） 2-1（3）② P27

③ 水道施設の応急対策（再掲） 2-1（3）③ P27

目標6

必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能が停止する事態

（1）エネルギー供給体制の強化

①エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）① P38

②石油燃料供給の確保（再掲） 2-1（1）③ P26

③避難所等への燃料等供給の確保（再掲） 2-1（1）④ P26

（2）再生可能エネルギーの導入促進

①再生可能エネルギーの導入

○ 災害発生時における長期間にわたる電気の供給停止時に対応するため、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。 [④ 産業分野/A リスクコミュニケーション]

（3）企業における業務継続体制の強化

①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）① P40

（4）道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

6-2

上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態

（1）水道施設の防災対策

①水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-1（3）① P27

②水道施設の応急対策（再掲） 2-1（3）③ P27

③水道事業者の業務継続計画の策定

○ 水道施設は市民生活にとって重要なインフラの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、災害発生に備えた業務継続計画の策定が必要である。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

(1) 下水道施設の機能確保

- ① 下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-7（2）① P33
- ② 農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-7（2）② P33
- ③ 下水道事業の業務継続計画の策定（再掲） 2-7（2）③ P33

(2) 合併処理浄化槽への転換の推進

① 合併処理浄化槽への転換の促進

- 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や農業集落排水の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する合併処理浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報、ホームページ、町内会等の回覧により当該制度の周知に努めている。

しかしながら、依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 [② 住環境分野/B 老朽化対策]

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

(1) 道路施設の防災対策

- ① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P19
- ② 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P19
- ③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P19

(2) 公共交通・広域交通の機能確保

① 災害時における公共交通の安定供給の確保

- 災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、バス等事業者、警察、国、県など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、高梁市地域公共交通会議を中心に事業者等と協議を進め、適切な進行管理をしていく必要がある。

[⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

② 地域公共交通の確保

- 平成30年7月豪雨災害では、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受け、避難所への移動や避難生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域の地域公共交通を守り、維持していく必要がある。

[⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

③ 広域交通の確保（鉄道等）

- 災害発生時等に交通路の冠水や法面崩落等により交通網が分断されることを想定し、広域交通の確保のため、JR、バス事業者と情報共有を図る必要がある。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

目標7 重大な二次災害を発生させないこと

7-1 市街地での大規模火災が発生する事態

(1) 防火対策・消防力強化

①防火意識の普及・啓発（再掲） 1-1（6）① P20

②消防力の強化（再掲） 1-1（6）③ P20

③消防団の充実（再掲） 1-1（6）④ P20

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通が麻痺する事態

(1) 沿線建築物の耐震化

①沿線建築物の耐震化

○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、国庫補助事業を活用し、耐震診断を行っているが、建築基準法等に違反している建築物については対象外となることから、現在、7棟が沿道建築物として該当するが、義務付け対象となるのは1棟のみである。

地震の発生において沿線、沿道の建築物等の倒壊により、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難及び救助活動が困難となる恐れがある。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

(1) ため池・ダム等の防災対策

①ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）③ P18

(2) 防災施設の機能維持

①農山村地域における防災対策（再掲） 1-3（3）① P24

7-4 有害物質が大規模拡散・流出する事態

(1) 有害物質の流出・拡散防止対策

①有害物質の流出・拡散防止対策

○ 市は、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について、県との連携により監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。

災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。 **【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】**

②大気中への有害物質の飛散防止対策

- 特定粉じん(アスベスト)排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、作業者等で濃度測定を行っている。

災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。 **【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】**

(2) 有害物質流出時の処理体制の構築**①有害物質流出時の処理体制の構築**

- 災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速に処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。 **【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】**

②有害物質の大規模流出・拡散対応

- 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し対応している。有害物質が大規模に流出した場合は早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。

【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害が拡大する事態**(1) 荒廃農地の発生防止・利用促進****①農地の利用促進**

- 荒廃農地の発生防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。

有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により、荒廃農地の解消を推進する必要がある。

【⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション】

②農地の生産基盤の整備推進

- 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の拡大や用排水整備など生産基盤の整備や適切な維持管理を推進している。

異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。

【⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション】

③農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策 (再掲) 2-1 (5) ② P28

(2) 森林資源の適切な保全管理

① 森林の計画的な保全管理

- 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の補助事業等を活用し、間伐などの森林整備を推進している。

材価の低迷や高齢化により、森林所有者の施業意欲の低下による森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

(3) 農山村地域における防災対策

① 農山村地域における防災対策（再掲） 1-3 (3) ① P24

目標8

地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物の処理体制の構築

① 災害廃棄物処理計画の策定

- 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を進めている。

災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、岡山県災害廃棄物処理計画などと整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について検討・見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。また、災害により発生する廃棄物の分別区分や受入不可廃棄物の周知の徹底が必要となる。

[⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

② 災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

- 災害が発生した場合において、市の一般廃棄物処理施設では処理余力も小さく、広域的な災害廃棄物の収集運搬体制が不可欠となってくることから、広域的処理も含め災害廃棄物の円滑な処理を行うため、県、他市町、関係団体との連携を強化する必要がある。

また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障を来さないための体制調整が必要である。

[⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

③ 家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策

- 災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理マニュアル」の作成や、災害の発生場所や廃棄物の量、土砂災害等による大量の流木等が発生した場合、効率的な収集・運搬処理が困難となるおそれがあり、関係機関との連携を強化する必要がある。

[⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害ボランティア受入体制等の構築

① 災害ボランティア受入体制の構築

- 災害ボランティアセンターについては、高梁市社会福祉協議会で開設、運営を行っている。

引き続き、災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築し、円滑な運営を図るため防災訓練を共同で開催すること等、平時から連携、情報共有に努める必要がある。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②災害ボランティアコーディネーターの育成

- 災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。
災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

(2) 災害応援の受入体制の構築

- ②災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1 (1) ⑤ P26

(3) 農林産業の担い手の育成・確保

- ④農業の担い手育成・確保（再掲） 5-6 (3) ④ P42

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 地域コミュニティの強化

①地域コミュニティの強化

- 地域課題が複雑化・多様化するなか、過疎・少子高齢化により、担い手不足、地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっている。このため、自助・共助の中心となる町内会、コミュニティの基盤強化・活性化に取り組む必要がある。
また、生産年齢人口の減少に伴う地域の産業・社会活力の低下や高齢者単独世帯の増加等により、良好な地域コミュニティを維持できなくなることが懸念されており、高い利便性が得られる都市拠点や地域拠点等へ居住を誘導・集約し、良好な地域コミュニティの維持を図る必要がある。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

②地域コミュニティを牽引する人材の育成

- 地域課題が複雑化・多様化するなか、過疎・少子高齢化により、担い手不足、地域活力の減退など地域コミュニティの維持が難しくなっている。
このため、地域コミュニティの中心となる町内会、コミュニティの担い手育成に取り組む必要がある。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

- ③消防団の充実（再掲） 1-1 (6) ④ P20

8-4 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により地域経済等へ甚大な影響をおよぼす事態

(1) 企業における業務継続体制の強化

- ①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1 (1) ① P40

(2) 金融機関の耐災害性の強化

- ①金融機関の耐災害性の強化（再掲） 5-5 (1) ① P41

目標9

住民一人ひとりが防災、減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

9-1

市民の防災意識が低い状況による被害の拡大や、人口減少、少子高齢化等の進行による、地域防災力の低下が生じ、地域での災害対応が大幅に遅れる事態

(1) 防災意識の啓発・地域防災力の向上

① 自主防災組織の設立・活性化支援

- 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援のため「高梁市自主防災組織活動支援事業」による支援を行っている。

自主防災組織のカバー率は令和元年11月現在で22%であり、さらなる地域防災力向上のため、未結成地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

② 防災意識の啓発

- 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災研修会や地域での防災講話等を実施しているほか、広報紙や市ホームページによる広報活動、大規模防災訓練を通じて啓発を行っている。

引き続き、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層取り組みを実施していく必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

③ 防災訓練の推進

- 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、大規模災害訓練を実施し、災害対策本部の運営訓練や、地域住民等関係者の参加のもと避難所運営訓練等を行っている。

また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する防災訓練等の支援を行っている。

近年、激甚化する傾向にある雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する防災訓練等の支援を行っていく必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

④ 地域防災リーダーの育成

- 防災士の取得支援など地域防災リーダーの育成に努めている。地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等と連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

⑤ 事業所における防災訓練の充実

- 事業所における火災等の被害を軽減するため、消防本部が行う防火査察、防火講習会などを通じて、防火・防災意識の啓発を図っている。しかしながら、防火意識の低下により、有事の際に、適切な通報、消火、避難誘導が行われないことが予想される。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

第5章 施策の推進方針

1. リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、リスクシナリオ別の推進方針や数値目標等を定めた。

- ①脆弱性評価結果の改善策として、「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- ②基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。
事前に備えるべき目標ごとの推進方針のポイントと、リスクシナリオごとの推進方針及び数値目標等を以下に示す。

目標1 人命の保護が最大限図られること

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態

(1) 住宅・病院・学校等の耐震化

①住宅の耐震化

- 住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き県と連携を図りながら木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等への補助等を実施する。

また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進し、既存ブロック塀等の撤去費用の一部を補助するため、ブロック塀等撤去事業補助金を新設する。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

②大規模建築物・特定建築物の耐震化

- 特定建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き県と連携を図りながら、耐震改修工事等へ補助を実施する。また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

[② 住環境分野/B 老朽化対策]

③病院施設の耐震化

- 成羽病院は耐震化が完了しているが、引き続き建築物及び設備の老朽化対策を計画的に進める。

[③ 保健医療・福祉分野/B 老朽化対策]

④社会福祉施設等の耐震化

- 保育ニーズの高さにより、幼稚園児が減少していることから、幼保連携型のこども園化を進めていく。

また、高梁市街地へのこども園の整備を進める。

[③ 保健医療・福祉分野/B 老朽化対策]

- 災害発生時に避難することが困難な方が多く入居する施設等の安全・安心を確保するため、スプリンクラー設備等整備、防災改修等、非常用自家発電設備、防犯対策及び安全対策などを進める。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

⑤公営住宅の耐震化・老朽化対策

- 公営住宅の災害等に対する安全性を向上させるため、国の補助制度を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。一方、市営住宅の入居状況は供給過多の状態であり、耐震性を満たしていない住宅及び老朽化した住宅については用途廃止や統廃合を進めていく。

[② 住環境分野/B 老朽化対策]

⑥公立学校施設等の耐震化・老朽化対策

- 保育ニーズの高さにより、幼稚園児が減少していることから、幼保連携型のこども園化を進めていく。また、高梁市街地へのこども園の整備を進める。
- 学校等施設(幼稚園部分)の非構造部材について、日常点検及び定期点検を継続し、必要な改善を速やかに実施する。 **【③ 保健医療・福祉分野／B 老朽化対策】**

- 利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、幼稚園及び高等学校の校舎等の耐震化を推進する。また、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、学校施設の大規模改修（長寿命化改修）及び非構造部材の耐震対策を行い、建物の耐久性を高め学校施設の機能を維持する。

【① 行政施策分野／B 老朽化対策】

⑦建築物等からの二次災害防止対策

- 円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施する被災建築物応急危険度判定士を養成するため、建築士免許を持つ職員の採用や、講習会等への積極的な参加を進める。また、県と連携した被災宅地危険度判定士の養成講習会を開催していく。 **【② 住環境分野／A リスクコミュニケーション】**

⑧文化財の防災対策の推進

- 防火面においては、既設の消防設備の保守及び点検を怠りなく行い、火災発生時には即座に対応できるような防火意識の向上を継続して図る。また、木造文化財については地震に対する耐力が不足しているものもあり、耐震工事を進めることも容易ではないことから、公開施設については、地震発生時に人的被害を最小限に抑えるため、地震発生時の対処方針に基づき、迅速に避難誘導を行える体制を図る。更に、文化財の建造物に大規模修繕を行う場合には、文化財の価値を保ちながら建物倒壊を防ぐ耐震構造となるよう取り組む。

【① 住環境分野／A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
●住宅の耐震化率	: 65%	➡ 95%
●市営住宅の耐震化率	: 72%	➡ 80%
●介護保険施設等の防火対策等件数	: 年間0件	➡ 年間2件
●幼稚園の耐震化率	: 89%	➡ 100%
●公立学校の耐震化率	: 99%	➡ 100%

(2) 公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策

①公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策

- 公共建築物の老朽化対策について、「高梁市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。 **【① 行政施策分野／B 老朽化対策】**

②庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策

- 川上地域局については川上総合学習センターへ移転を検討するとともに、引き続き、市庁舎等の災害拠点となる施設の機能維持のため、定期的な点検や適切な維持修繕等を実施する。 **【① 行政施策分野／B 老朽化対策】**

- 消防本部の耐震化などを進めるとともに、現庁舎も定期的な点検や適切な維持修繕等を実施する。

【① 行政施策分野／B 老朽化対策】

③ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策

- 防災重点ため池の安全調査を行い、対策の必要性、内容を検討するとともに、住民、受益者の意向を確認し、合意形成に取り組む。

また、調整池等についても、点検の実施を進めていく。

【⑥ 農林水産分野／B 老朽化対策】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 個別施設計画の策定：未策定 ➡ 計画策定
- 庁舎等の耐震化率：80% ➡ 100%
- 消防庁舎の建築：— ➡ 完成

(3) 市街地の防災対策**①公園における防災対策**

- 避難場所に指定されている公園の駐車場を整備し、利用者の利便性向上および防災機能の充実を図る。

【② 住環境分野／A リスクコミュニケーション】

②幹線街路の整備

- 市街地における災害発生により、緊急輸送道路・避難路の道路機能が喪失した場合、消火、救援活動及び住民等の避難が出来なくなり、死傷者が発生する恐れがあることから、避難路確保、救急活動、防災機能に寄与する緊急輸送道路、都市計画道路の整備を、地元と意見交換会等を行いながら、まちづくりの連携や実現性を考慮し段階的に整備を進める。

【⑤ 交通物流分野／A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 公園の駐車台数：88台 ➡ 128台
- 都市計画道路の改良率：86% ➡ 86%

(4) 道路施設の防災対策**①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策**

- 大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、道路整備や維持補修、道路施設の耐震化及び電線類の地中化等を実施する。

【⑤ 交通物流分野／B 老朽化対策】

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策

- 集落と集落を結ぶ重要な路線の交通難所において改良を進め、橋梁及びトンネルの計画的な点検及び長寿命化計画（個別施設計画）の策定を行い、耐震対策、維持補修に努める。

また、道路法面等の落石、崩土防止対策に取り組むとともに、道路のパトロールを定期的を実施し、舗装道補修、路面下空洞の調査・補修に努める。

【⑤ 交通物流分野／B 老朽化対策】

③農道・林道の機能保全・老朽化対策

- 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き定期的な点検診断等を実施する。

【⑥ 農林水産分野／B 老朽化対策】

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●電線類地中化に取り組む路線	: 0路線	➔ 1路線
●市道改良率	: 28.2%	➔ 28.5%
●長寿命化対策を実施した橋梁数	: 8橋	➔ 24橋
●法面の長寿命化対策を実施した道路数	: 0路線	➔ 2路線

(5) 空き家対策

① 空き家対策

- 倒壊のおそれ等がある危険な空き家の除却の支援や、空き家の適正管理、利活用等を推進するため、地域と連携して、空き家の実態調査、空家対策計画の策定、空き家バンク登録による利活用の推進を図る。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●老朽危険家屋の除却件数	: 10件	➔ 50件

(6) 防火対策・消防力強化

① 防火意識の普及・啓発

- 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、消火訓練、防火講話や広報媒体により更に防火思想を育み、特に住宅用火災警報器（連動型を推奨）の設置・更新を推進する。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

② 家具・機械設備等の転倒防止

- 地震、火災による被害の軽減に向け、火災予防運動、自主防災組織の訓練等での普及・啓発を進める。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

③ 消防力の強化

- 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他の消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。

また、当消防本部が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

④ 消防団の充実

- 引き続き、県と連携を図りながら、消防団協力事業所の拡充を図るなど、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

⑤ 消防団員の安全確保

- 災害時における消防団の安全を確保するため、災害に対応したマニュアルを策定するとともに、定期的に訓練を実施し、消防団の装備の充実を図るなど安全性を高めていく。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●住宅用火災警報器（条例適合）設置率	: 78%	➔ 94%
●火の元点検実施件数	: 498件	➔ 500件
●消防団員充足率	: 91%	➔ 95%

(7) 避難場所の指定・確保

① 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

○ 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めるとともに、人口カバー率の低い地域の避難所の確保に努める。

また、避難所として有効に機能するために、各施設の状況及び設備等について整理を行い、今後指定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域も踏まえ、避難所の適切な開設を行っていく。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

② 福祉避難所の指定・協定締結

○ 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置、運営が行われるよう、福祉避難所の体制整備を行いながら、社会福祉施設等を運営している事業者に対して、福祉避難所としての協定をすすめる。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

③ 福祉施設・学校施設等の安全対策

○ 避難確保計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難確保計画が具体的に進むよう指導・助言する。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

○ 災害時における安全確保のため、スロープ・柵の設置、屋外便所、備蓄倉庫等の屋外防災施設整備、自家発電設備や太陽光発電設備の電源確保、災害備蓄品の確保等に努め、学校施設の防災機能強化を図る。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

○ 避難所としての環境を改善するため、既存学校施設のトイレ改修、冷暖房設備の設置を継続して実施する。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 福祉避難所指定数 : 6施設 ➡ 32施設
- 避難確保計画の策定 : 0箇所 ➡ 77箇所

(8) 避難行動支援

① 避難所・避難路の整備

○ 災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、引き続き、避難所の見直し、避難経路の点検・整備等を進めていく。

また、状況に応じて適切に避難行動がとれるよう、避難訓練を実施していく。

【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

○ 備中広瀬駅南側に、高床式の集会所兼一時避難所、備蓄倉庫、玉川地区からアクセスしやすくするための駐車場等を整備する。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

② 避難行動要支援者名簿の作成

○ 要支援者の対象を明確にし、情報把握を行うとともに管理システム等を導入し、関係課と協力しながら登録情報を毎年更新していく。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

③ 避難行動要支援者名簿の活用

○ 避難行動要支援者名簿に基づき、各地区の民生委員と連携しながら、個別支援計画の策定を行う。

【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●大規模災害訓練の実施	: 隔年開催	➔ 毎年開催
●小中学校の空調設備設置率	: 69%	➔ 81%

1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川が大規模に氾濫する事態

(1) 河川改修等の治水対策

①河川改修等の治水対策

○ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的に河川改修や水門・樋門の適切な点検と的確な維持修繕を実施する。

また、近年は局地的な想定以上の豪雨が頻発していることから、河川の浚渫、堤防の強化、整備について、国、県に強力かつ継続的に働きかける。 **【⑦ 国土保全・土地利用分野／B 老朽化対策】**

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●水門等の長寿命化対策実施施設数	: 3箇所	➔ 5箇所

(2) 河川関連施設等の防災対策

①内水危険箇所の被害防止対策

○ 家屋の浸水被害解消に向け、市街地の浸水対策として高梁雨水ポンプ場の増設を進めるとともに、落合町阿部の浸水対策として、岡山県の河川計画（越水対策）も考慮しながら、落合雨水ポンプ場の整備を進める。 **【② 住環境分野／A リスクコミュニケーション】**

②ため池・調整池の防災対策

○ 避難行動が実施できるよう、他の危険情報と併せた、ため池ハザードマップを作成し住民に周知する。 **【⑥ 農林水産分野／A リスクコミュニケーション】**

③農業水利施設の防災対策・老朽化対策

○ 河川工作物や農業用排水路等について、単市土地改良事業、小規模土地改良事業助成等の事業を活用し、機能不全による被害発生を防止する補強・改修等を実施する。また、受益者に適正な維持管理を行うよう指導する。 **【⑥ 農林水産分野／A リスクコミュニケーション】**

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●防災重点ため池のハザードマップ作成	: —	➔ 作成
●雨水整備率	: 81%	➔ 86%

(3) 警戒避難体制の整備

①洪水ハザードマップの作成

○ 洪水や土砂災害の発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、県が示す浸水想定区域、土砂災害警戒区域などをもとに新しいハザードマップを作成し、住民等に配布・周知する。 **【② 住環境分野／A リスクコミュニケーション】**

②避難勧告等発令体制の整備

- 避難勧告等を発令する場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく大規模災害訓練等により、実効性を検証し改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。
また、河川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、雨量予測等により災害危険性の早期把握に努めるとともに、県と連携を図りながら、水害タイムライン（防災行動計画）の効率的運用やリエゾンを活用した連携協力関係の構築を進める。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

③避難勧告等の発令基準の見直し

- 住民等の迅速かつ的確な避難行動に結び付けるため、本市の地域特性を踏まえた発令エリアの見直しを行う。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

④住民等への情報伝達手段の多様化

- ホームページ、高梁いんぷお、公式ツイッターを活用し、情報発信手段の拡大を図る。 **【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】**
- 情報伝達手段の多重化・多様化にあわせて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。
また、災害時のJアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施するとともに、防災ラジオの普及を進める。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

⑤防災関係機関における情報伝達

- 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
●高梁いんぷお登録者数	: 1,687人	➡ 2,000人
●公式ツイッターフォロワー数	: 0人	➡ 500人
●防災ラジオ普及率	: 44%	➡ 50%
●県防災情報システム入力訓練への参加	: 1回/年	➡ 4回/年

(4) 避難場所の指定・確保

①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） 1-1（7）① P57

②福祉避難所の指定・協定締結（再掲） 1-1（7）② P57

③福祉施設・学校施設等の安全対策（再掲） 1-1（7）③ P57

④公園における防災対策（再掲） 1-1（3）① P55

(5) 避難行動支援

①避難所・避難路の整備（再掲） 1-1（8）① P57

②避難行動要支援者名簿の作成（再掲） 1-1（8）② P57

(6) 消防力の強化

①消防力の強化（再掲） 1-1（6）③ P56

②消防団の充実（再掲） 1-1（6）④ P56

③消防団員の安全確保（再掲） 1-1（6）⑤ P56

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

（1）警戒避難体制の整備（土砂災害）

①避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供

○ 土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、自主防災組織等の勉強会や防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●防災講座の開催（累計）	9回	➔ 50回

●防災講座の開催（累計）：9回 ➔ 50回

（2）土砂災害対策施設の整備・老朽化対策

①大規模盛土造成地の滑動崩落対策

○ 県の調査結果を踏まえ、優先度評価を実施するとともに、災害に対する住民等の理解を深め、必要により滑動崩落防止対策を促す。

[② 住環境分野/B 老朽化対策]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●優先度評価の実施	未実施	➔ 実施

●優先度評価の実施：未実施 ➔ 実施

（3）農山村地域における防災対策

①農山村地域における防災対策

○ 荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。

また、森林の状態や所有者の意向調査を行い、経営管理権を設定し、採算に合わない私有林は市による間伐等の施業を行うなど森林整備の事業を実施する。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

②ため池・調整池の防災対策（再掲） 1-2（2）② P58

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●天然林・放置竹林の整備	—	➔ 適正管理

●天然林・放置竹林の整備：— ➔ 適正管理

（4）避難場所の指定・確保

①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（再掲） 1-1（7）① P57

②福祉避難所の指定・協定締結（再掲） 1-1（7）② P57

③福祉施設・学校施設等の安全対策（再掲） 1-1（7）③ P57

(5) 情報通信の確保		
①情報通信環境の強化		
<p>○ 災害発生時の通信途絶を防ぐために、通信経路の冗長化等の機能強化を推進していくとともに、情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、wi-fi利用環境の拡大を促進するとともに、市が管理する観光施設等のwi-fi利用環境の充実を図る。</p> <p>また、第5世代移動通信システム（5G）の導入をすすめる。</p>		
[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]		
主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●wi-fi環境のある避難所の数（学校以外）	：1施設	➡ 5施設

(6) 避難行動支援		
①避難所・避難路の整備（再掲）	1-1（8）①	P57
②避難行動要支援者名簿の作成（再掲）	1-1（8）②	P57
③避難行動要支援者名簿の活用（再掲）	1-1（8）③	P57

(7) 消防力の強化		
①消防力の強化（再掲）	1-1（6）③	P56
②消防団の充実（再掲）	1-1（6）④	P56
③消防団員の安全確保（再掲）	1-1（6）⑤	P56

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生する事態

(1) 行政情報連絡体制の強化		
①防災関係機関における情報伝達（再掲）	1-2（3）⑤	P59

(2) 住民等への情報伝達の強化		
①住民等への情報伝達手段の多様化（再掲）	1-2（3）④	P59
②要配慮者等に対する避難情報伝達		
<p>○ 増加している外国人技能実習生への情報伝達は、言葉の壁があるため受入事業所との連携体制が必要不可欠であり、県が設置した「災害時多言語センター」との連携を図りながら、本年度より県が開始した「災害時多言語支援リーダー」の育成を図り、外国人被災者への迅速かつ円滑な災害救助活動を実施する体制づくりを整備する。</p> <p>○ 要配慮者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き防災ラジオなどの普及をすすめる。（聴覚障害者には、文字表示機能付き）</p>		
[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]		

③外国人等に対する防災情報提供体制の強化

○ 外国人等に対する防災情報提供体制を強化するため、国・県の外国人向けのパンフレット等を観光パンフレット設置先に設置するなど普及啓発を図る。また、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することや、多言語による防災情報の伝達の在り方について検討する。

Wi-fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き利用範囲の拡大を促進する。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 **目標値(R6)**

- 災害時多言語支援リーダー数：0人 ➡ 3人
- 外国人向けパンフレットの作成：未作成 ➡ 作成

(3) 防災教育の推進・学校防災体制の確立

①防災教育の推進

○ 市内全ての学校園において、緊急地震速報を活用した避難訓練や、避難後の子どもを保護者に引き渡す訓練を実施するとともに、引き続き教職員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②学校防災体制の確立

○ 市内全ての学校園において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、「防災マニュアル」を作成支援するとともに、避難所の機能充実や防災に係る研修会を開催し意識高揚を図る。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 **目標値(R6)**

- 緊急地震速報を活用した避難訓練実施率 : 70% ➡ 100%
- 学校防災マニュアル（学校版タイムライン）作成率：22% ➡ 100%

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態

(1) 支援物資等の供給体制の確保

①非常物資の備蓄

- 市が備蓄すべき物資の決定と計画的な備蓄を推進する。
住民自らが3日分の食料を備蓄することを基本とし、これを一層促進する取組を進めていくとともに、必要な物資の調達に関する協定の締結を一層推進する。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

②災害発生時の物流インフラの確保

- 災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県と連携しながら道路等の物流インフラについて危険個所・想定要因の把握・共有により強化策を検討するとともに、経路途絶時の連絡方法・代替経路・道路啓開の調整を行い、災害に強い物流インフラを確保していく。 【⑤ 交通物流分野/B 老朽化対策】

③石油燃料供給の確保

- 燃料供給事業者との連携を強化し、災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討していく。 【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

④避難所等への燃料等供給の確保

- 災害発生時において、円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう協定の締結を推進するとともに、一定程度の備蓄についても検討していく。 【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

⑤災害応援の受入体制の構築

- 災害発生時に迅速かつ速やかに他自治体からの応援を受け入れることができるよう、業務継続計画により不足する業務及び人員を把握し受援計画を策定していくとともに、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手運用マニュアルや訓練により定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 【① 行政施策分野、③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑥救援物資等の受援体制の構築

- 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整施設及び受入れ物資の分配について検討の上、受援体制を構築する。 【① 行政施策分野、③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑦要配慮者等への支援

- 災害時における各関係機関との連絡体制の整備や、医療機関に対して、災害時における難病患者等の受入体制の構築（協定等の締結）を進める。 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

⑧災害用医薬品等の確保

- 災害発生時に使用する医薬品等を確保するため、関係機関と協定を締結するとともに、防災訓練の実施などを通じて、連携体制を強化していく。
- また、医師会が備蓄している医薬品を成羽病院が保管しており、緊急時に各病院が必要とする医薬品を速やかに送り届ける取り組みを進める。
- 【③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
●備蓄計画の策定	: 未策定	➔ 策定
●災害発生時における燃料等の供給に関する協定	: 0社	➔ 2社
●受援計画の策定	: 未策定	➔ 策定
●災害発生時における医薬品等の確保に関する協定	: 0社	➔ 2社

(2) 防災拠点の整備

①防災拠点の整備

- 大規模災害発生時における、避難者の受入、防災関係機関の受入基地、救援物資集積場所、備蓄倉庫、孤立地域内の防災拠点等の広域的な防災拠点の整備について、市及び民間施設を含めて検討する。
- 【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
●防災拠点（備蓄倉庫等）整備	: 1箇所	➔ 2箇所

(3) 水道施設の防災対策

①水道施設の耐震化・老朽化対策

- 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化等による経営の効率化を推進する。また、アセットマネジメント計画により、施設・管路の重要度・優先度をふまえ計画的に更新を継続していく。
- 【② 住環境分野/B 老朽化対策】

②応急給水資機材の整備

- 断水発生時に被災者が必要と借る最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じて応急給水体制の見直し、災害用備蓄資材（給水車等）の更新を図る。
- 【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

③水道施設の応急対策

- 災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き必要に応じて、応急体制（「高梁市水道危機管理対策マニュアル」）の見直しに取り組む。
- 【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
●水道施設の耐震化率	: 25%	➔ 30%
●給水車の購入	: 1台	➔ 2台

(4) 道路施設の防災対策	
①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策(再掲)	1-1(4)① P55
②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策(再掲)	1-1(4)② P55
③農道・林道の機能保全・老朽化対策(再掲)	1-1(4)③ P55

(5) 食料生産体制の強化	
①食料生産体制の強化	
○ 総合計画等に基づき、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進するとともに、産地としての持続性を確保し、収益力を向上に取り組む。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]	
②農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策	
○ 安定した農業生産を確保するため、引き続き、農業用ハウス強靱化緊急対策事業・強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]	
主な施策の指標	現状値 目標値(R6)
●耕作放棄地	: 407ha ➔ 348ha
●認定農業者数	: 202人 ➔ 200人

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等が同時に発生する事態

(1) 集落の孤立防止対策	
①集落の孤立防止対策	
○ 災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、代替ルートの検討や国・県への交通防災対策の要望を実施する。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]	
主な施策の指標	現状値 目標値(R6)
●救援物資受入計画の策定	: 未策定 ➔ 策定

(2) 孤立集落発生時の救援体制の構築	
①孤立集落発生時の救援体制の確保	
○ 県及び近隣市町や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に救援する内容について検討する。 また、道路途絶が発生し物資の輸送が困難になった場合も想定し、補給方法も含めた備蓄計画を検討していく。 [⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]	
主な施策の指標	現状値 目標値(R6)
●救援物資受入計画の策定	: 未策定 ➔ 策定

(3) 代替輸送手段の確保

①代替輸送手段の確保

- 中山間等における避難路や代替道路を確保するため、市道、農道、林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める。

[⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 救援物資受入計画の策定：未策定 → 策定

(4) 情報通信の確保

- ①情報通信環境の強化（再掲） 1-3 (5) ① P61

(5) 道路施設の防災対策

- ①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1 (4) ① P55

- ②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1 (4) ② P55

- ③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1 (4) ③ P55

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

(1) 防災関連施設の耐震化・老朽化対策

- ①庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1 (2) ② P54

(2) 災害対策本部機能の強化

①災害対策本部機能の強化

- 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。

また、情報収集・情報共有についての迅速化を図るため、情報伝達手段の多様化を進めていく。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 大規模災害訓練の実施：隔年開催 → 毎年開催

(3) 関係機関の連携強化・防災訓練の推進

①災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化

- 広域にわたる大規模災害に係る人命救助、捜索活動に従事するため、災害用装備資機材等の整備、緊急消防援助隊の応援・受援計画の充実を図る。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②医療従事者確保に係る連携体制

- 災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携を強化する。また、災害時における関係機関との情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していくとともに、継続的にDMAT*隊員の育成を進める。

[③保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

③総合防災訓練等の実施

- 大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、自主防災組織等との連携や応援派遣等の他からの受援を含めた応急体制の確立等、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。あわせて、総務省中国総合通信局の訓練との連携や、衛星電話回線等による情報伝達訓練についても実施していく。また、県が実施する図上訓練に参加しており、市の訓練の中でも実施を検討していく。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

④図上訓練の実施

- 災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携し被災した状況であっても適切な応急対策が実施できるよう、引き続き県の図上訓練に参加するとともに、市独自に実施する。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●市内の医師の割合	34%	➔ 36%
●図上訓練の実施	未実施	➔ 訓練実施

(4) 救急・救助活動等の体制強化

①救急・救助活動等の体制強化

- 災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、各係1名以上の指導救命士を養成し、救急救命士の教育及び救急活動の検証体制の構築を図る。
また、警防(指揮・消火・救急・救助)の各分野での、指導的立場の職員養成のため各種研修等への派遣を行う。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②消防力の強化(再掲) 1-1(6)③ P56

③消防団の充実(再掲) 1-1(6)④ P56

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●指導救命士の養成	0名	➔ 2名

(5) 支援物資等の供給体制の確保

①災害応援の受入体制の構築(再掲) 2-1(1)⑤ P63

②救援物資等の受援体制の構築(再掲) 2-1(1)⑥ P63

*DMAT(Disaster Medical Assistance):医師、看護師、医療関係者などで構成され、大規模災害や多数負傷者が発生した事故などの現場に、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が長期に途絶する事態

(1) 緊急車両・病院に対する燃料の確保

①石油燃料供給の確保（再掲） 2-1（2）① P64

②緊急車両等への燃料供給の確保

○ 災害発生時において、緊急車両等への優先給油を確保できるよう関係機関と協定などの締結を進める。また、一定程度の備蓄や電気車両の導入についても検討していく。 【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

③医療施設の燃料等確保

○ 不測の事態に備え、県内外の備蓄在庫のある業者からからの調達等も視野に、調達先リスト化など、燃料確保のための取り組みを進める。 【③保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 災害発生時における燃料等の供給に関する協定：0社 ➡ 2社
- 防災訓練等の実施（年間）：未実施 ➡ 1回/年

(2) 道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

2-5 想定を超える大量かつ長期帰宅困難者への水・食糧等の供給が不足する事態

(1) 防災拠点の整備

①防災拠点の整備（再掲） 2-1（2）① P64

(2) 帰宅困難者の避難体制の確保

①遠距離通勤者、観光客等に対する広域避難の強化

○ 災害発生時に市の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町や隣県へ避難する広域避難等について検討する。また、市内企業には遠距離通勤者の把握とともに事業所内の避難場所や物資を確保するとともに、市と協力して広域避難や事業所内に留まった従業員等を安全に帰宅させるための帰宅支援等について検討していく。 【⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 避難所マニュアルの策定：未策定 ➡ 策定

(3) 支援物資等の供給体制の確保

①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（1）① P63

②応急給水資機材の整備（再掲） 2-1（3）② P64

③災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（1）⑤ P63

④救援物資等の受援体制の構築（再掲） 2-1（1）⑥ P63

（4）防災情報提供体制の強化

①外国人等に対する防災情報提供体制の強化（再掲） 1-4（2）③ P62

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶により医療機能が麻痺する事態

（1）病院・福祉施設等の耐震化

①病院施設の耐震化（再掲） 1-1（1）③ P53

②社会福祉施設等の耐震化（再掲） 1-1（1）④ P53

（2）災害発生時における医療提供体制の構築

①災害時医療の連携体制

○ 関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討の上、マニュアルの見直しを進める。
また、大規模災害発生時に市の医療班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。 [③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

②医療従事者確保に係る連携体制（再掲） 2-3（3）② P67

③救急医療体制の充実

○ 市内の救急医療体制の充実を図るため、引き続き、近隣市町との連携を図りながら、県、医師会、関係機関等の協力を得て、在宅当番医制、病院群輪番制病院の確保に努める必要がある。また、心肺停止の救命措置に必要なAED*の普及促進事業に取り組む。 [③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

④地域医療の確保

○ 災害発生時においても、地域での医療提供が可能となるように、医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の確保に努める。 [③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
●市設置AED数	: 142台	➡ 142台
●防災訓練等の実施	: 未実施	➡ 1回/年

（3）要配慮者への支援等

①要配慮者等への支援（再掲） 2-1（1）⑦ P63

②心のケア体制の確保

○ 災害時のストレスの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続きストレスへの適切な対処や心の病気について情報提供・啓発を行う。
また、心の健康づくりの必要性、望ましい支援を啓発し、地域全体で声かけや見守り活動を進めて行くとともに、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の活用を普及啓発し、必要な人に対して専門機関へ早期の相談を促していく。 [③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

*AED(Automated External Defibrillator):自動体外式除細動器で、体外に張った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断し、心臓にショックを与えることで心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。

③児童生徒の心のサポート

○ 災害が発生した時には、安否確認とともに被災状況を確認するとともに、被災した児童生徒を中心に保健指導や教育相談を行う。また、SC*やSSW*との連携を図る等、引き続き児童生徒等の心をケアする体制を整備する。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

④外国人等に対する防災情報提供体制の強化（再掲） 1-4（2）③ P62

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- ストレスを解消できる人の割合 : 64% ➔ 66%
- 被災した児童生徒の教育相談マニュアル作成率 : 9% ➔ 100%

（4）道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

2-7 被災地における疾病、感染症等が大規模に発生する事態

（1）感染症対策

①避難所における良好な生活環境の確保

○ 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難所の整備を進めている。また、避難所における生活環境向上のため、災害時の物資の調達に関する協定の締結や公的備蓄を推進するとともに受援体制を強化する。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

②感染症への意識向上及び対応策の整備

○ 「高梁市災害時防疫マニュアル」等に基づき、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を自主防災組織などとも連携し実施する。また、災害発生時感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できるよう、資材の確保や体制整備を確立する。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

③予防接種の促進

○ 平時からの予防接種の必要性について普及啓発を行い、標準的な接種時期に合わせた接種勧奨通知の送付及び個別の接種勧奨を行うとともに、未接種者に対する再接種勧奨を行う。

[③ 保健医療・福祉分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 備蓄計画の策定 : 未策定 ➔ 策定
- 感染症等に関する研修会会場数 : 3会場 ➔ 15会場
- 自主防災組織と連携した感染症対策に関する研修会等 : 0会場 ➔ 10会場
- 麻疹風疹接種率 : 87% ➔ 95%

*SC(School Counselor):教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名及び当該任に就く者のこと。

*SSW(School Social Worker):子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

(2) 下水道施設の機能確保		
① 下水道施設の耐震化・老朽化対策		
○ 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画により、老朽化した下水道施設の改築・更新や耐震化を進める。 管路施設については、今後も引き続き定期的に点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を進める。 [② 住環境分野/B 老朽化対策]		
② 農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策		
○ 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、更新計画の策定に取り組むとともに、合併処理浄化槽への転換も検討する。 [② 住環境分野/B 老朽化対策]		
③ 下水道事業の業務継続計画の策定		
○ 毎年のように発生する災害を教訓に国などから示される対応策を踏まえ、また浸水被害を想定した業務継続計画の見直しを行う。 [② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]		
主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
● 下水道施設の耐震化率（重要な管渠）	: 39%	➔ 43%

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理により多数の被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態

(1) 支援物資等の供給体制の確保		
① 非常物資の備蓄（再掲）	2-1 (1) ①	P63
② 災害応援の受入体制の構築（再掲）	2-1 (1) ⑤	P63
③ 救援物資等の受援体制の構築（再掲）	2-1 (1) ⑥	P63
④ 要配慮者等への支援（再掲）	2-1 (1) ⑦	P63

(2) 防災拠点の整備		
① 防災拠点の整備（再掲）	2-1 (2) ①	P64

(3) 感染症対策		
① 避難所における良好な生活環境の確保（再掲）	2-7 (1) ①	P70
② 感染症への意識向上及び対応策の整備（再掲）	2-7 (1) ②	P70
③ 予防接種の促進（再掲）	2-7 (1) ③	P70

目標3

必要不可欠な行政機能を確保すること

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下により治安が悪化する事態

(1) 地域の治安の維持

①地域の治安の維持

○ 警察機能が低下した際には、無人となった住宅、店舗、コンビニエンスストアのATM、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生する恐れがある。

このため、市青色防犯パトロール活動の推進、防犯メールの配信などを通じ、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安維持に努める。 [① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標 現状値 目標値(R6)

- 防犯灯数 : 2,876基 ➔ 3,000基
- 防犯カメラ数 : 26基 ➔ 40基

3-2 信号機の全面停止等により重大交通事故が多発する事態

(1) 災害に備えた道路交通環境の整備

①災害発生時の交通整理体制の構築 ※県主体の取組

○ 災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の等により交通整理人員を確保する。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②信号機の非常用電源対策 ※県主体の取組

○ 信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発電機の整備を図る。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

③信号機の老朽化対策 ※県主体の取組

○ 災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、計画的に機器等の更新整備を実施する。

[① 行政施策分野/B 老朽化対策]

3-3 市の職員、施設等の被災により機能が大幅に低下する事態

(1) 災害対応庁舎等における機能の確保

①公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1 (2) ① P54

②庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1 (2) ② P54

③代替庁舎の確保

○ 耐震化や非常用電源等を整備する等、庁舎の機能強化を進める。また、業務継続計画により、代替庁舎の位置づけを行うとともに、引き続き代替施設の確保、機能向上を推進し、実践的訓練を実施する等、災害対応力の強化向上を図る。
 [① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

④行政施設の非常用電源の整備

○ 災害時に拠点となる庁舎等の非常用電源を整備するとともに、防災ラジオ放送施設等の電源対策を進めていく。また、非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。
 [① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 **目標値(R6)**

●非常用電源設置庁舎：3箇所 → 5箇所

(2) 行政情報連絡体制の強化

①防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2 (3) ⑤ P59

(3) 行政情報通信基盤の耐災害性の強化

①行政情報通信基盤の耐災害性の強化

○ 情報インフラの被災により、基幹系システムが停止し、業務継続が困難となる恐れがあるため、ネットワーク等の冗長化を進める。また、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の維持管理を実施する。
 [① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

②行政情報の災害対策

○ 災害発生時における行政データ保全のため、財務会計システムリプレイスに伴いクラウド化を進める。
 [① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 **目標値(R6)**

●基幹系システムの冗長化率 : 100% ➔ 100%
 ●財務会計システムのクラウド化率 : 0% ➔ 100%

(4) 行政機関の業務継続計画の策定

①業務継続計画の策定

○ 災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、近年の災害事例を研究し、危機事象の被害想定やハザードマップ等を参照しつつ計画の見直しを進める。
 [① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 **目標値(R6)**

●業務継続計画（BCP）策定（地震編）：未策定 ➔ 策定

(5) 災害対策本部機能の強化

①災害対策本部機能の強化（再掲） 2-3 (2) ① P66

(6) 受援・連携体制の構築

① 広域連携体制の構築

- 県内27市町村に岡山県を加えた28自治体で締結している、「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認するとともに、平時から情報共有を行い県及び県内市町村との連携していく。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

② 災害応援の受入体制の構築 (再掲) 2-1 (1) ⑤ P63

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 定期的な連絡会の開催：未開催 → 開催

(7) 防災訓練の推進

① 総合防災訓練等の実施 (再掲) 2-3 (3) ③ P67

② 図上訓練の実施 (再掲) 2-3 (3) ④ P67

目標4 必要不可欠な情報通信機能を確保すること

4-1 電力供給の停止等により情報通信が麻痺、長期に停止する事態

(1) 情報通信基盤の耐災害性の強化

① 電気通信事業者・放送事業者の災害対策

- 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、総務省中国総合通信局非常通信協議会や電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

② 防災関係機関における情報伝達（再掲） 1-2 (3) ⑤ P59

③ 総合防災訓練等の実施（再掲） 2-3 (3) ③ P67

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
---------	-----	---------

- 定期的な連絡会の開催：未開催 → 開催

(2) 電力の供給停止対策

① エネルギー供給事業者の災害対策

- 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図るなど、必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・LPガス事業者との連携を強化するとともに、災害時のエネルギー供給体制の確保について企業との調整を行っていく。また、発電機や蓄電池等の非常用電源の確保に努める。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

② 行政施設の非常用電源の整備（再掲） 3-3 (1) ④ P73

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
---------	-----	---------

- 災害発生時におけるエネルギー供給機能に関する協定の締結数：0社 → 2社

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 情報伝達手段の多様化

① 情報伝達手段の多様化

- 携帯電話、スマートフォンなどへ情報発信を行う。（ホームページ、高梁いんぷお、公式Twitter）
- 災害発生時における安定的な情報提供環境の向上を図るため、老朽化したHFC*方式ケーブルテレビ網をFTTH*方式に施設整備を行う。
- 災害情報を迅速に収集・共有・配信できるよう、県など関係機関と連携強化を図るため、引き続き情報伝達訓練を実施する。

情報伝達手段の多様化を図ることから、防災ラジオや防災メール等の利用者増に向けた取り組み及びSNSの活用を進めていく。 **【② 住環境分野/A リスクコミュニケーション】**

*HFC(Hybrid fiber-coaxial):ケーブルテレビの配線方式の一種で、CATV局のセンター局から光ファイバーで配線し、途中で光・電気コンバーターによって各家庭には同軸ケーブルで配線する方式のこと。

*FTTH(Fiber To The Home):光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込むアクセス系光通信の網構成方式のこと。

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
● 高粱いんぷお登録者数	: 1,687人	➔ 2,000人
● 公式ツイッターフォロワー数	: 0人	➔ 500人
● F T T H化整備率	: 0%	➔ 100%
● 防災ラジオ普及率	: 44%	➔ 50%

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 行政情報連絡体制の強化

① 防災関係機関における情報伝達 (再掲) 1-2 (3) ⑤ P59

(2) 住民等への情報伝達の強化

① 住民等への情報伝達手段の多様化 (再掲) 1-2 (3) ④ P59

② 要配慮者等に対する避難情報伝達 (再掲) 1-4 (2) ② P61

③ 外国人等に対する防災情報提供体制の強化 (再掲) 1-4 (2) ③ P62

(3) 情報通信の確保

① 情報通信環境の強化 (再掲) 1-3 (5) ① P61

(4) 関係機関の連携強化・防災訓練の推進

① 総合防災訓練等の実施 (再掲) 2-3 (3) ③ P67

② 図上訓練の実施 (再掲) 2-3 (3) ④ P67

目標5 経済活動を機能不全に陥らせないこと

5-1 サプライチェーンの寸断等により企業の生産力が低下する事態

(1) 企業における業務継続体制の強化

① 企業の業務継続計画策定の促進

- 商工団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（BCP融資）についても併せて周知する。
- 【④ 産業分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 企業版業務継続計画の策定数：5社 → 15社

(2) 農林水産物の移出・流通対策

① 農林水産物の移出・流通対策

- 農産物等の集出荷体制を確保するため、計画的に農業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図るとともに、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立に取り組む。

【⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 農業出荷額：トマト4.0億円 ぶどう10.6億円 → トマト4.8億円 ぶどう12.0億円

(3) 物流機能の維持・確保

① 災害発生時の物流機能の確保

- 災害発生時において物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結などの連携を図りながら、課題の整理を進めていく。

また、物流機能の確保のため、県及び企業と連携し代替経路の検討・調整を行っていく。

【⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション】

② 輸送ルートの代替性の確保

- 災害発生時に道路が通行困難になった場合の代替輸送ルートを確保するため、庁内関係課、県、交通事業者等と情報共有を図る。

【⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 災害発生時における物流を担う団体との協定締結数：0社 → 2社

(4) 道路施設の防災対策

① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55

② 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55

③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止する事態

(1) エネルギー供給体制の強化

①エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）① P75

②石油燃料供給の確保（再掲） 2-1（1）③ P63

(2) 道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

(3) 企業における業務継続体制の強化

①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）① P77

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する事態

(1) 危険物施設等の対策

①危険物施設等の対策

○ 立入検査により、適正な施設の維持管理を図るとともに、防火管理者未選任の施設に対し、選任届出書を提出させ、消防計画の作成及び消防訓練実施を指導する。

[① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
● 査察規程に基づく立入検査率	: 81%	➔ 100%
● 防火管理者選任済防火対象物施設数	: 261施設	➔ 288施設

5-4 基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能停止する事態

(1) 道路施設の防災対策

①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55

②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55

③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

④幹線街路の整備（再掲） 1-1（3）② P55

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(1) 金融機関の耐災害性の強化

① 金融機関の耐災害性の強化

- 金融機関に対して、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資（BCP融資）についても併せて周知する。 [④ 産業分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 金融機関の業務継続計画策定数：4行 → 4行

5-6 食料等の安定供給が停滞する事態

(1) 被災農林業者の金融支援

① 被災農林業者への金融支援

- 被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関と連携を強化する。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

(2) 食料流通機能の維持・確保

① 食料市場の早期復旧体制の構築

- 災害発生時におも業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。 [⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 農業出荷額：トマト4.0億円 ぶどう10.6億円 → トマト4.8億円 ぶどう12.0億円

(3) 食料生産体制の強化

① 食料生産体制の強化（再掲） 2-1（5）① P65

② 農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）② P65

③ 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化の推進

- 有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した新たな付加価値の創出を進める。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

④ 農業の担い手育成・確保

- 農業を維持、発展させ、農産物を安定供給するために、受入体制の整備、技術習得研修の実施等により就農を積極的に支援するとともに、後継者の育成など労働力の確保に向けた取り組みを実施する。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 新規就農者数：9人 → 9人

5-7 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動へ甚大な影響を及ぼす事態

(1) 支援物資等の供給体制の確保

①非常物資の備蓄（再掲） 2-1（1）① P63

(2) 水道施設の防災対策

①水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-1（3）① P64

②応急給水資機材の整備（再掲） 2-1（3）② P64

③水道施設の応急対策（再掲） 2-1（3）③ P64

目標6 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能が停止する事態

（1）エネルギー供給体制の強化

- ①エネルギー供給事業者の災害対策（再掲） 4-1（2）① P75
- ②石油燃料供給の確保（再掲） 2-1（1）③ P63
- ③避難所等への燃料等供給の確保（再掲） 2-1（1）④ P63

（2）再生可能エネルギーの導入促進

①再生可能エネルギーの導入

- 民間や公共施設において、太陽光発電設備や蓄電池などの導入を促進していくとともに、非常時においてバッテリー代わりになる電気自動車の普及を促進していく。 [④ 産業分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
● 公用車への電気自動車の導入台数	0台	➔ 1台

（3）企業における業務継続体制の強化

- ①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）① P77

（4）道路施設の防災対策

- ①緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55
- ②緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55
- ③農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

6-2 上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態

（1）水道施設の防災対策

- ①水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-1（3）① P64
- ②水道施設の応急対策（再掲） 2-1（3）③ P64
- ③水道事業者の業務継続計画の策定
 - 毎年のように発生する災害を教訓に国などから示される対応策を踏まえ、災害発生に備えた業務継続計画を策定する。 [② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
● 水道事業業務継続計画の策定	未策定	➔ 計画策定

6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

(1) 下水道施設の機能確保

- ① 下水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-7（2）① P71
- ② 農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策（再掲） 2-7（2）② P71
- ③ 下水道事業の業務継続計画の策定（再掲） 2-7（2）③ P71

(2) 合併処理浄化槽への転換の促進

① 合併処理浄化槽への転換の促進

○ 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国の循環型社会形成交付金の活用及び補助金の嵩上げをするとともに、対象者に対し転換の必要性について周知を図る。

また、下水道区域以外の防災拠点となる公共施設や避難所においても、合併処理浄化槽への転換を進め災害対応力の向上を図る。

【② 住環境分野／B 老朽化対策】

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
● 下水道、合併処理浄化槽の汚水処理普及率	: 62%	➔ 100%
● 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換基数（累計）	: 1基	➔ 10基

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

(1) 道路施設の防災対策

- ① 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）① P55
- ② 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策（再掲） 1-1（4）② P55
- ③ 農道・林道の機能保全・老朽化対策（再掲） 1-1（4）③ P55

(2) 公共交通・広域交通の機能確保

① 災害時における公共交通の安定供給の確保

○ 大規模災害に備え、災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図るとともに、地域公共交通網形成計画に基づき持続可能な公共交通体系を構築する。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

【⑤ 交通物流分野／A リスクコミュニケーション】

② 地域公共交通の確保

○ 大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、地域公共交通網形成計画に基づき持続可能な公共交通体系を構築する。また、事業者との連携による被災時の公共交通の早期復旧や効率的な代替輸送を実施するための日常的なネットワークの構築を図る。

【⑤ 交通物流分野／A リスクコミュニケーション】

③広域交通の確保（鉄道等）

- 災害発生時等に地域交通網が分断された場合の代替経路・代替交通手段の検討・調整を、J R・バス事業者等と行っていく。

[⑤ 交通物流分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 被災時等の対応に関する事業者協議回数/年：0回 ➡ 1回

目標7 重大な二次災害を発生させないこと

7-1 市街地での大規模火災が発生する事態

(1) 防火対策・消防力強化

①防火意識の普及・啓発（再掲） 1-1（6）① P56

②消防力の強化（再掲） 1-1（6）③ P56

③消防団の充実（再掲） 1-1（6）④ P56

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通が麻痺する事態

(1) 沿線建築物の耐震化

①沿線建築物の耐震化

○「建築物耐震診断等事業費補助金」により、耐震診断を実施するとともに、沿道建築物の所有者に対して制度の周知に努める。 [② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

●耐震診断義務付け建築物の耐震診断実施率：0% ➔ 100%

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

(1) ため池・ダム等の防災対策

①ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策（再掲） 1-1（2）③ P55

(2) 防災施設の機能維持

①農山村地域における防災対策（再掲） 1-3（3）① P60

7-4 有害物質が大規模拡散・流出する事態

(1) 有害物質の流出・拡散防止対策

①有害物質の流出・拡散防止対策

○ 災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視検査・指導等を県との連携により実施する。

また、有害物質を保有する工場や事業者に対し、災害による流出・拡散の防止のために必要な資機材の整備や平常時からの訓練の実施を促す。 [⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

②大気中への有害物質の飛散防止対策

- 災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。
また、アスベストの飛散防止のために、アスベスト含有建築物等の解体状況を把握している県と情報共有を行うとともに、必要に応じて県との連携により養生などの指導等を行う。

[⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 関係機関との連携体制の確立： — ➔ 体制の確立

(2) 有害物質流出時の処理体制の構築

①有害物質流出時の処理体制の構築

- 災害発生時における有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き、連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。

[⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

②有害物質の大規模流出・拡散対応

- 有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、有害物質の流出・拡散を防止するために必要な資機材の備蓄、または整備を進めるとともに、関係機関との連携により有害物質の測定等を行い必要な措置を講じていく。

[⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 関係機関との連携体制の確立： — ➔ 体制の確立

7-5 農地・森林等の荒廃による被害が拡大する事態

(1) 荒廃農地の発生防止・利用促進

①農地の利用促進

- 地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、人・農地プランを中心とし、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金などを活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

②農地の生産基盤の整備推進

- 地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、引き続き、荒廃農地再生・利用促進事業（単県）等を活用しつつ、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため農業生産基盤の整備を推進する。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

③農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策（再掲） 2-1（5）② P65

主な施策の指標

現状値 目標値(R6)

- 人・農地プランの実質化：0% ➔ 100%
- 集積面積：0.0ha ➔ 2.5ha

(2) 森林資源の適切な保全管理

① 森林の計画的な保全管理

- 森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより適切な森林環境の整備を図る。また、森林の状態や所有者の意向調査を行い、経営管理権を設定し、採算に合わない私有林は市による間伐等の施業を行う。

[⑥ 農林水産分野/A リスクコミュニケーション]

主な施策の指標	現状値	目標値(R6)
---------	-----	---------

● 調査完了率	: 0%	➡ 40%
---------	------	-------

(3) 農山村地域における防災対策

① 農山村地域における防災対策（再掲） 1-3 (3) ① P60

目標8

地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害廃棄物の処理体制の構築

① 災害廃棄物処理計画の策定

○ 災害廃棄物の円滑な処理に向けて、被害想定や災害廃棄物処理の課題抽出を踏まえた「高梁市災害廃棄物処理計画」を策定し、平時の災害予防対策や迅速かつ適正な災害応急対策を円滑に実施するための体制構築を図る。 【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】

② 災害廃棄物等の処理に関する連携の強化

○ 災害発生時において各種協定に基づく協力体制や、関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、県、他市町、関係団体間の情報共有を図るとともに、随時、連絡体制等の検討・調整を行うなど、関係機関との連携を強化する。 【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】

③ 家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策

○ 災害発生時において、各種マニュアル、協定に基づき円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう県・市の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。 【⑧ 環境分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

● 災害廃棄物処理計画の策定：未策定 → 策定

8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 災害ボランティア受入体制等の構築

① 災害ボランティア受入体制の構築

○ 災害発生時における災害ボランティアの円滑な受入体制の構築に向けて、市防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設、運営訓練を組み込むなど、連絡会を定期的で開催し、平時から事務局である社会福祉協議会をはじめ、関係機関相互の「顔の見える関係」づくりに努める。 【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

② 災害ボランティアコーディネーターの育成

○ 災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、市民を対象とした研修会の実施についても検討する。 【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

● 定期的な連絡会の開催：未開催 → 開催

● 災害ボランティア研修会の開催：未開催 → 1回/年

(2) 災害応援の受入体制の構築

①災害応援の受入体制の構築（再掲） 2-1（1）⑤ P63

(3) 農林産業の担い手の育成・確保

①農業の担い手育成・確保（再掲） 5-6（3）④ P79

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 地域コミュニティの強化

①地域コミュニティの強化

○ 地域コミュニティの活性化と自治意識の醸成を図るため、自主的な地域活動を支援する。また市民提案型まちづくり支援事業として、地域課題の解決に向けた市民活動を公募し活動支援を行う。

防災意識が高まるなか、最も身近な避難所であり、また地域活動の中核となる市民センター及びコミュニティ施設の維持補修及び機能確保のための整備を行う。

また、立地適正化計画等の策定により、都市機能の充実と強化を図るとともに、地域拠点においては地域特性を活かした「小さな拠点」づくりに取り組み、良好な地域コミュニティの維持を図る。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

②地域コミュニティを牽引する人材の育成

○ 地域コミュニティの担い手となる地域リーダー育成研修会や、多様化する地域課題解決に向けた他市の事例などの研究・情報交換を行う。

地域担当型、起業型、行政課題解決型などの協力隊員を広く募集し、まちづくりのリーダー役を担い、地域内で多様な活動を行うことで、機運を触発し、地域の活性化を促進する。

[② 住環境分野/A リスクコミュニケーション]

③消防団の充実（再掲） 1-1（6）④ P56

主な施策の指標

	現状値	目標値(R6)
●市民提案型まちづくり支援事業応募数	: 4団体	➡ 6団体
●コミュニティ施設の年間利用者数（延べ）	: 79,000人	➡ 87,000人
●まちづくり研修会開催回数	: 1回	➡ 6回
●協力隊員在籍数	: 3名	➡ 4名

8-4

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により地域経済等へ甚大な影響をおよぼす事態

(1) 企業における業務継続体制の強化

①企業の業務継続計画策定の促進（再掲） 5-1（1）① P77

(2) 金融機関の耐災害性の強化

①金融機関の耐災害性の強化（再掲） 5-5（1）① P79

目標9

住民一人ひとりが防災、減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

9-1

市民の防災意識が低い状況による被害の拡大や、人口減少、少子高齢化等の進行による、地域防災力の低下が生じ、地域での災害対応が大幅に遅れる事態

(1) 防災意識の啓発・地域防災力の向上

① 自主防災組織の設立・活性化支援

- 自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。

また、市として、「高梁市自主防災組織活動支援事業」によりカバー率の向上を図るとともに、自主防災組織の連携を進めるため、「自主防災組織連絡協議会」の設立を進める。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

② 防災意識の啓発

- 地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、関係機関と連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場などを活用して防災意識の啓発を図る。

また、市として、防災研修会や防災講話、防災教室の開催、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

③ 防災訓練の推進

- 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の防災訓練等の支援を行う。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

④ 地域防災リーダーの育成

- 地域防災リーダーの人材育成のため、引き続き防災士の取得支援を進めるとともに、各地域の町内会・自主防災組織、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、自主防災組織リーダー研修会等の開催を進める。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

⑤ 事業所における防災訓練の充実

- 引き続き事業所における火災等の被害を軽減するため、立入検査、保安講習会、消防訓練などの機会に、また防火防災委員会や危険物安全協会を通じ、訓練の実施、防災意識の高揚を図る。

【① 行政施策分野/A リスクコミュニケーション】

主な施策の指標

現状値

目標値(R6)

- 自主防災組織のカバー率 : 22% ➡ 33%
- マイ・タイムライン講習会回数 : 3回 ➡ 10回
- 防災士資格取得者数 : 40人 ➡ 70人
- 防火対象物消防訓練回数 : 128回 ➡ 288回

第6章 施策の重点化

1. 重点化する取組事項

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度 ②重要度 ③緊急度 の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等のから重点化すべき取り組みを選定した。

重点化を図るリスクシナリオ及び主な取組内容を以下に示す。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		主な取組内容
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態	・住宅、病院施設等の耐震化 ・社会福祉施設、公立学校施設等の耐震化・老朽化対策
		1-2	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川が大規模に氾濫する事態	・治水対策 ・警戒避難体制の整備
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態	・土砂災害施設の整備・老朽化対策 ・農山村地域における防災対策
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	・支援物資等の供給体制の確保 ・食料生産体制の強化
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	・災害対策本部機能の強化 ・救助・救急活動等の体制強化
		2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理により多数の被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態	・支援物資等の供給体制の確保 ・防災拠点の整備 ・感染症対策
4	必要不可欠な情報通信機能を確保すること	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・行政情報連絡体制の強化 ・住民等への情報伝達強化 ・情報通信の確保
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等により企業の生産力が低下する事態	・企業における業務継続体制の強化 ・物流機能の維持・確保
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止する事態	・エネルギー供給体制の強化 ・道路施設の防災対策
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能停止する事態	・道路施設の防災対策
		5-6	食料等の安定供給が停滞する事態	・被災農林業者の金融支援 ・食料流通機能の維持・確保 ・食料生産体制の強化

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		主な取組内容
6	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能が停止する事態	・エネルギー供給体制の強化 ・再生可能エネルギーの導入促進
		6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	・水道施設の防災対策
7	重大な二次災害を発生させないこと	7-1	市街地での大規模火災が発生する事態	・防火対策・消防力強化
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害が拡大する事態	・荒廃農地の発生防止・利用促進 ・森林資源の適切な保全管理
9	住民一人ひとりが防災、減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	市民の防災意識が低い状況による被害の拡大や、人口減少、少子高齢化等の進行による、地域防災力の低下が生じ、地域での災害対応が大幅に遅れる事態	・防災意識の啓発・地域防災力の向上

第7章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 全員参加による計画の推進

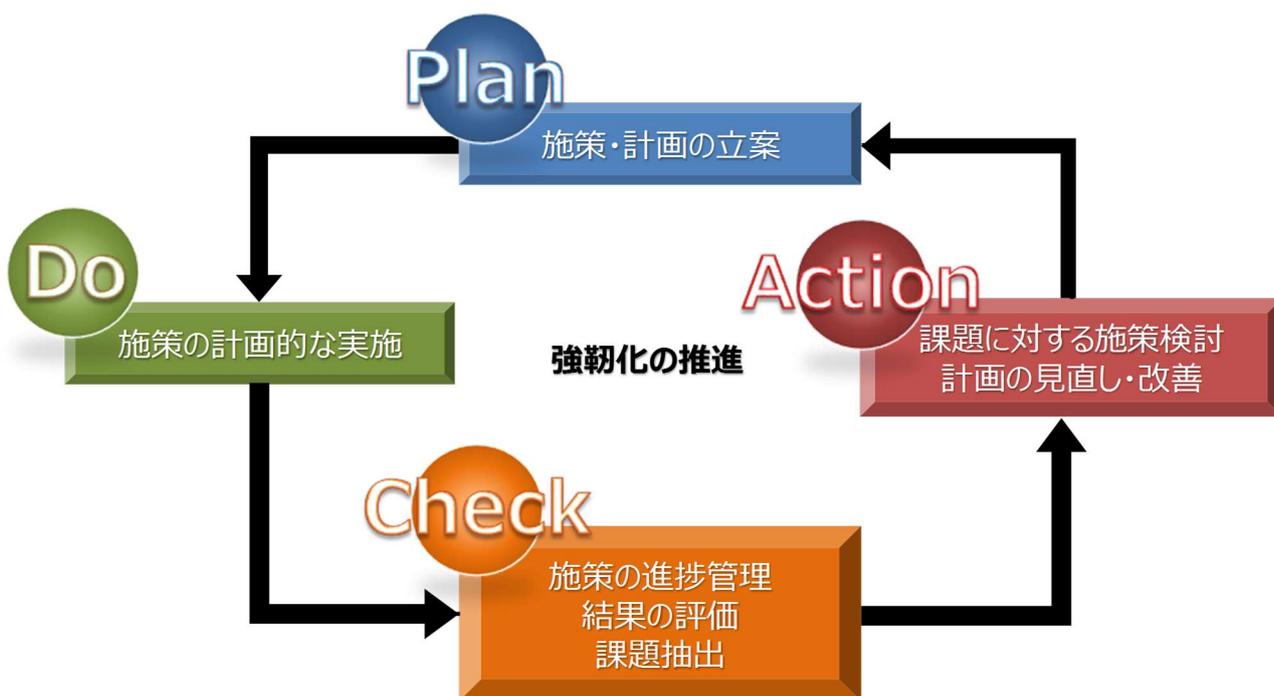
高梁市の強靱化の実現には、高梁市の全職員をはじめ、国や岡山県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、本計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国、岡山県の各種補助事業の活用や、民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2. 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。



発行年月／令和2年3月

発行／高梁市 防災復興推進課
〒716-8501

高梁市松原通 2043 番地

TEL:0866-21-0246

<http://www.city.takahashi.lg.jp>
